第１章　策定にあたって

１　背景と目的

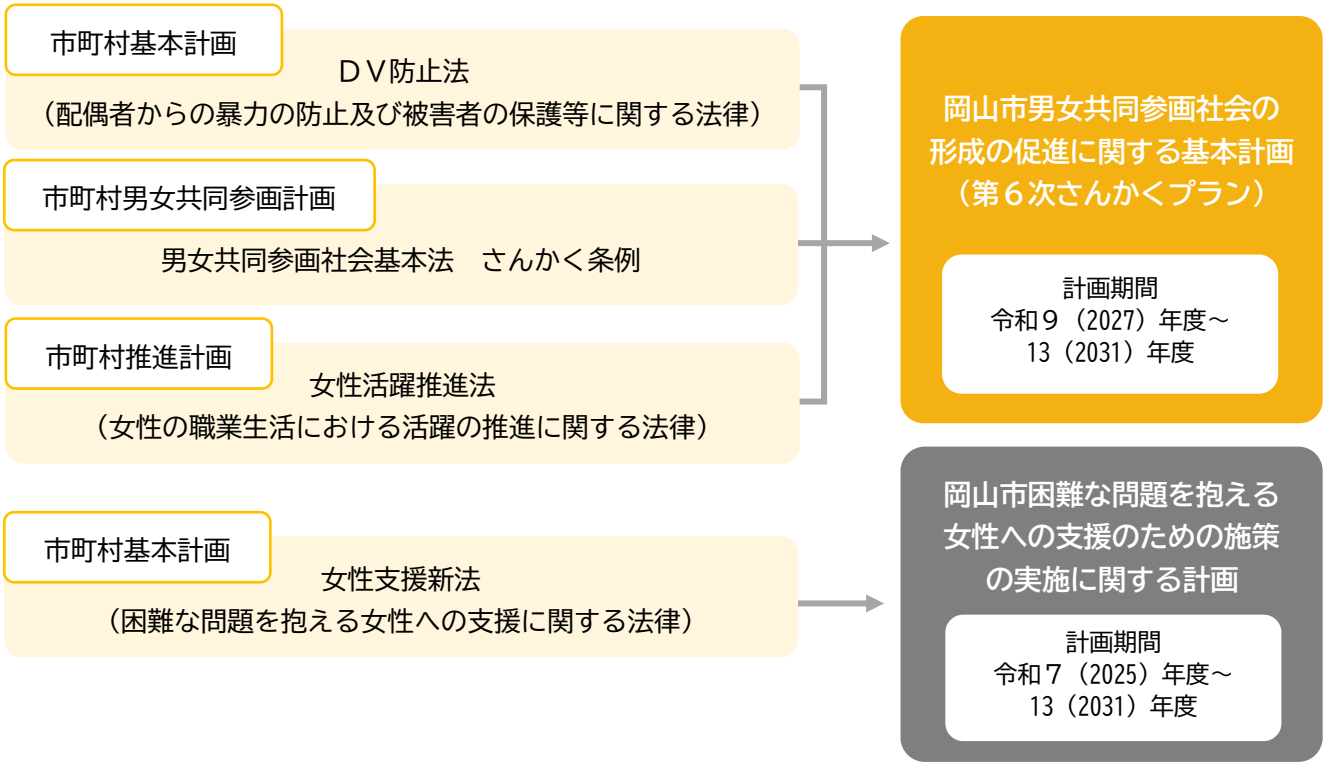
本市では、平成 13（2001）年６月に性別等にかかわらず、市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造を目的とする「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」（以下「さんかく条例」という。）を市民との協働により制定し、男女共同参画社会の形成における基本理念及び市、市民、自治組織、事業者、教育の責務を定めました。

また、さんかく条例に基づき、平成 14（2002）年度に「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」（以下「さんかくプラン」という。）を策定し、以後社会情勢等も反映しながら４度の改正を行い、男女共同参画社会の形成に資する様々な施策を行ってきました。

令和４（2022）年３月に策定した第５次さんかくプランから５年が経過し、少子高齢化のさらなる進行やコロナ禍における困難な問題を抱える女性の顕在化、若者や女性の東京圏、大阪圏への転出超過など、男女共同参画を取り巻く環境は変化しています。こうした社会情勢や国の動向を踏まえ、性的指向・性自認（ＳＯＧＩ）の多様性を含むジェンダーの課題にも留意しながら、『性別等にかかわらず、市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の実現』を「めざす姿」とし、３本の「計画の柱」と９つの「基本目標」を設定し、今後５年間で本市が取り組むべき施策などについて、総合的かつ計画的に取り組む指針となる「第６次さんかくプラン」を策定するものです。

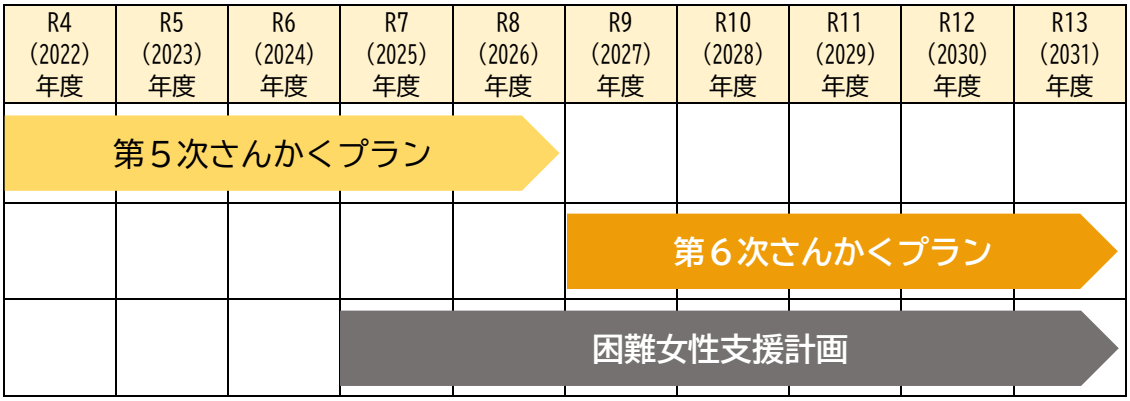
2　位置づけ

○ 「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）第14条第３項及び「さんかく条例」第９条に規定する基本計画と位置づけます。
○ 「基本目標５」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第２条の３第３項に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。
○ 「基本目標７～９」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）第６条第２項に基づく「市町村推進計画」と位置づけます。
○ 「基本目標４」及び「基本目標５」で記載される困難な問題を抱える女性への支援については、令和７（2025）年３月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）に基づき策定された「岡山市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する計画」（以下「困難女性支援計画」という。）との整合を図り、一体的に施策を推進します。
○ 上位計画である「岡山市第七次総合計画」の分野別計画として、市政のあらゆる分野の施策の推進に当たり、男女共同参画の視点を生かします。
○ 国「第６次男女共同参画基本計画（令和８～12年度）」及び岡山県「第６次男女共同参画基本計画（ウィズプラン）（令和８～12年度）」を勘案します。



３　計画期間

本計画の期間は令和９（2027）年度から令和13（2031）年度までの５か年とします。



4　男女共同参画を取り巻く状況

（１）国際社会における日本の状況

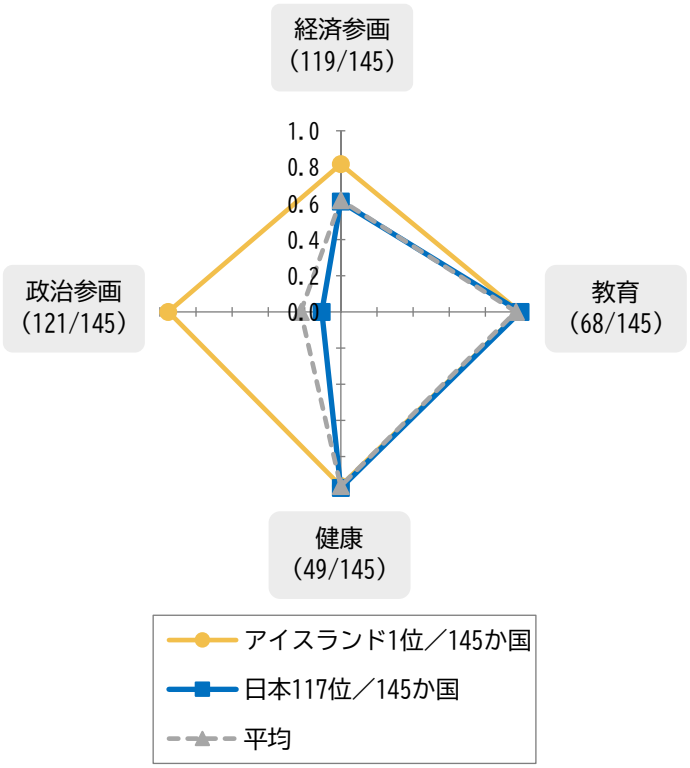
世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数2026において、日本は145か国中117位で、先進国の中では低い水準にあります。日本は、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」及び「女性活躍推進法」を制定し、女性の政策方針決定への参画拡大を促していますが、経済分野（119位）と政治分野（121位）が著しく低い状況です。

このことからも、男女共同参画の推進は引き続き重要な課題だといえます。

GGI（2026）　上位国及び主な国の順位

順位	国　名	値
1	アイスランド	0.930
2	フィンランド	0.872
3	ノルウェー	0.857
4	ナミビア	0.845
5	英国	0.842
9	ドイツ	0.817
22	フランス	0.779
24	カナダ	0.777
47	米国	0.749
83	イタリア	0.708
96	中国	0.699
101	韓国	0.693
115	ブルキナファソ	0.676
116	トーゴ	0.675
117	**日本**	**0.670**
118	セネガル	0.670
119	モルディブ	0.669

GGI（2026）　各分野の比較



資料：世界経済フォーラム（WEF）　「Global Gender Gap Report 2026」

（２）国の動き

国では、男女共同参画社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識や性別に起因する格差の解消、性的指向・性自認（ＳＯＧＩ）の多様性への理解促進など、様々な課題に対応するため、関連する法律の制定・改正や施策の推進が図られています。

ワーク・ライフ・バランスの推進においては、令和４（2022）年に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が改正され、「産後パパ育休制度」の創設や、男性の育児休業取得率の公表の義務対象拡大、介護離職防止などのための雇用環境整備などが義務化されました。

女性活躍の推進においては、令和４（2022）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」の改正により、男女の賃金差異の公表が義務化（常時雇用する労働者が301人以上）されました。さらに、令和７（2025）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という）の改正により、法律の有効期限が10年延長され、令和８（2026）年には男女の賃金差異の公表の義務化対象を常時雇用101人以上に拡大する等が定められました。

性犯罪に対しては、令和５（2023）年に「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」の施行により、強制性交等罪が不同意性交等罪へ改められました。これにより、配偶者やパートナー間でも罪が成立することが明確化され、処罰範囲の適正化が図られました。

また、ＤＶについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、身体的な暴力だけでなく精神的な暴力も保護命令制度の対象とするなど、被害者保護の拡充が図られました。

コロナ禍に顕在化した困難な問題を抱える女性の支援のため、令和６（2024）年には「女性支援新法」が施行されました。

また、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するため、令和５（2023）年６月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

さらに、教育・保育などのこどもに接する場でのこどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、令和６（2024）年６月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「こども性暴力防止法」という。）が成立し、令和８（2026）年12月から施行されました。

令和８（2026）年３月に「第６次男女共同参画基本計画」を策定し、計画のめざすべき社会として、①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会、④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会、と定めています。

こうした国の動向を踏まえ、本市でも、誰もが個人として尊重され、多様な生き方を選択できる社会の実現に向けた取組を進めることが求められています。

5　社会情勢等の変化

（１）人口減少と少子高齢化の進展

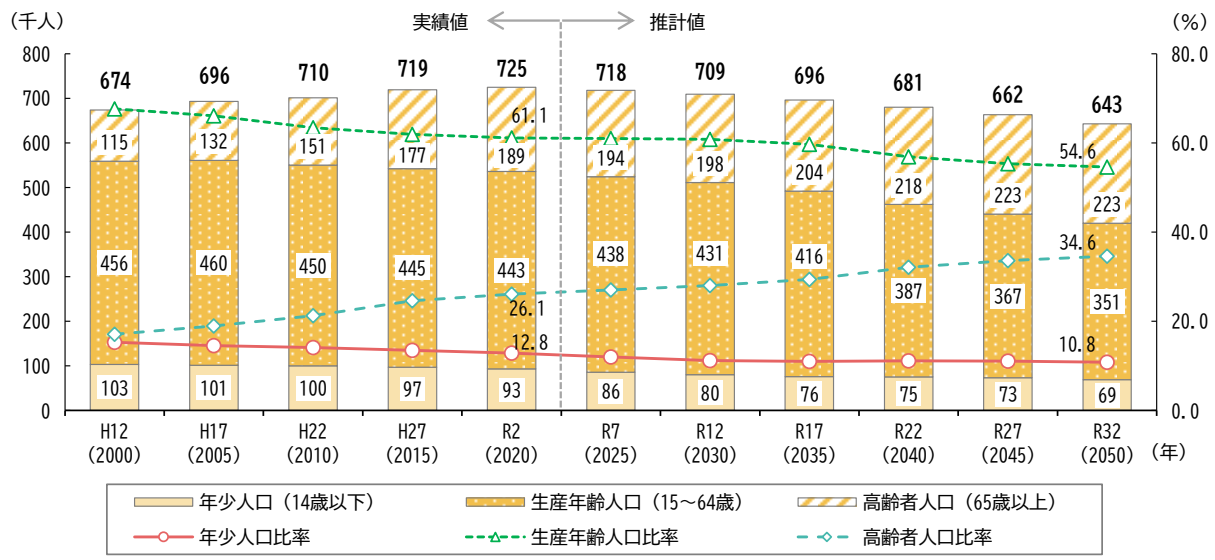
①　出生数と合計特殊出生率の推移

国では、晩婚化・未婚化の進行などに伴い令和６（2024）年の出生数は約69万人、合計特殊出生率は1.15人と９年連続で低下し、平成20（2008）年をピークに長期の人口減少過程に入っています。また若年層を中心に東京圏への人口の一極集中が進み、地方の人口はますます減少することが懸念されています。

本市の人口は、これまで一貫して増加し、令和２（2020）年国勢調査では過去最高の72万５千人となりましたが自然減が拡大しており、生産年齢人口比率（15～64歳の人口比率）は低下し続ける一方、高齢者人口比率（65歳以上人口の比率）は上昇を続けています。

本市の合計特殊出生率は、平成30（2018）年以降減少傾向になっており、令和５（2023）年では1.26となっています。全国よりも数値は上回っているものの、岡山県と比較すると下回っています。

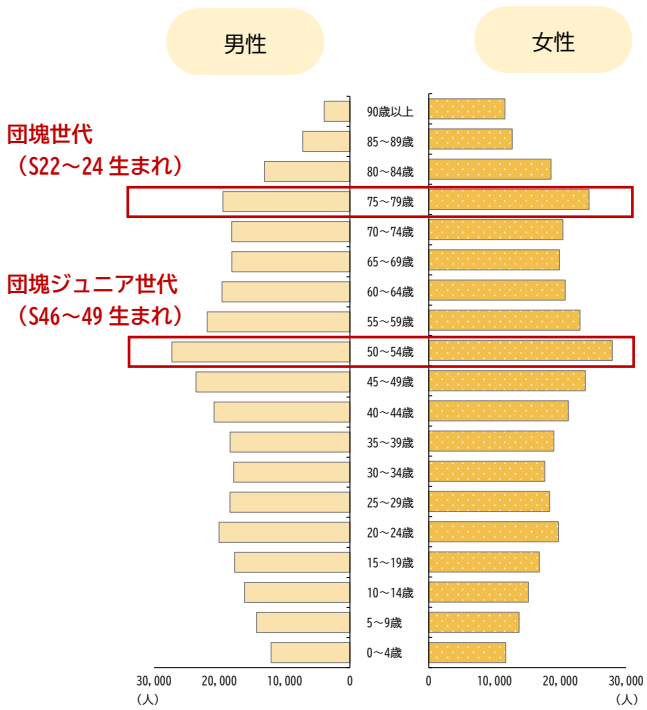
岡山市の年齢３区分別 将来人口推計



資料：岡山市第七次総合計画前期中期計画

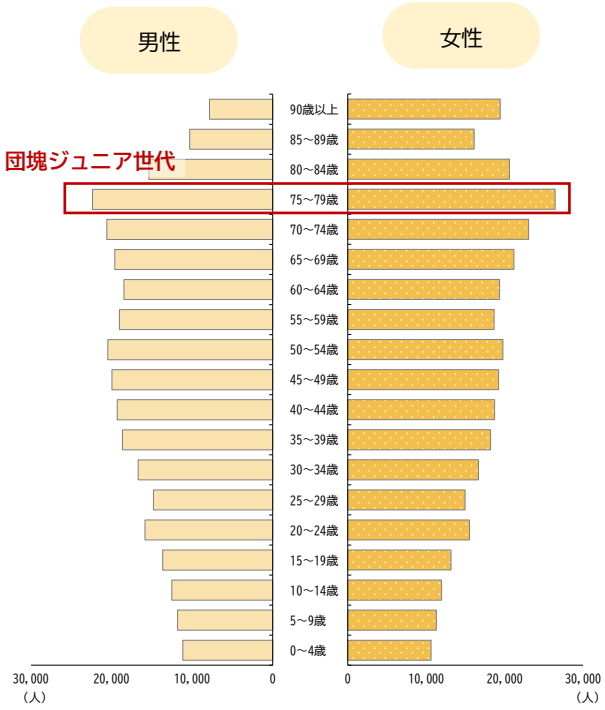
岡山市の年齢別人口（人口ピラミッド）

【令和７（2025）年実績】



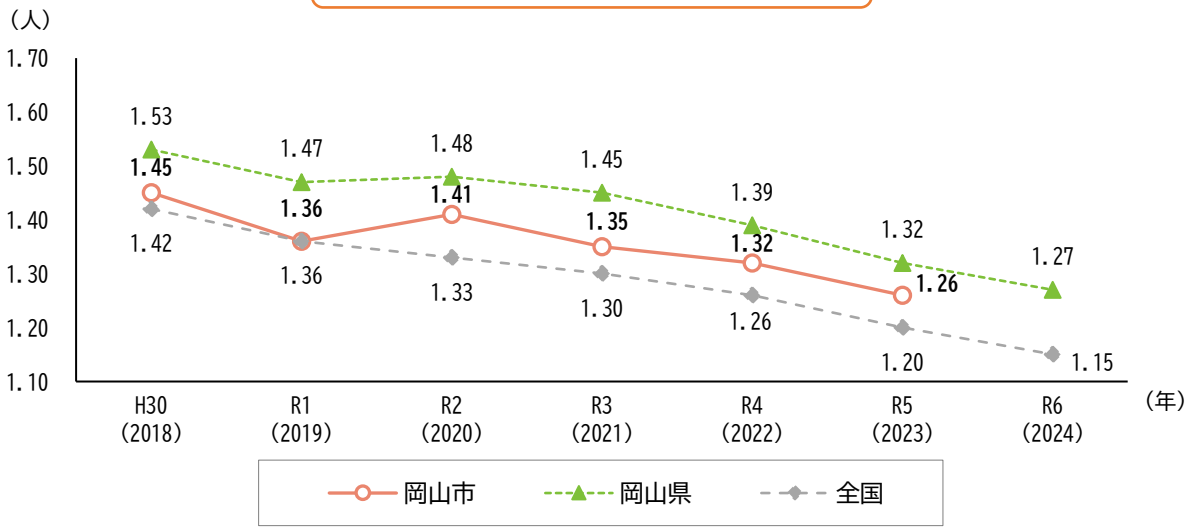
資料：総務省　「国勢調査」

【令和 32（2050）年推計】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５（2023）年推計）」

合計特殊出生率（岡山市・岡山県・全国）



資料：岡山県　「衛生統計年報」

（※）合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当する。

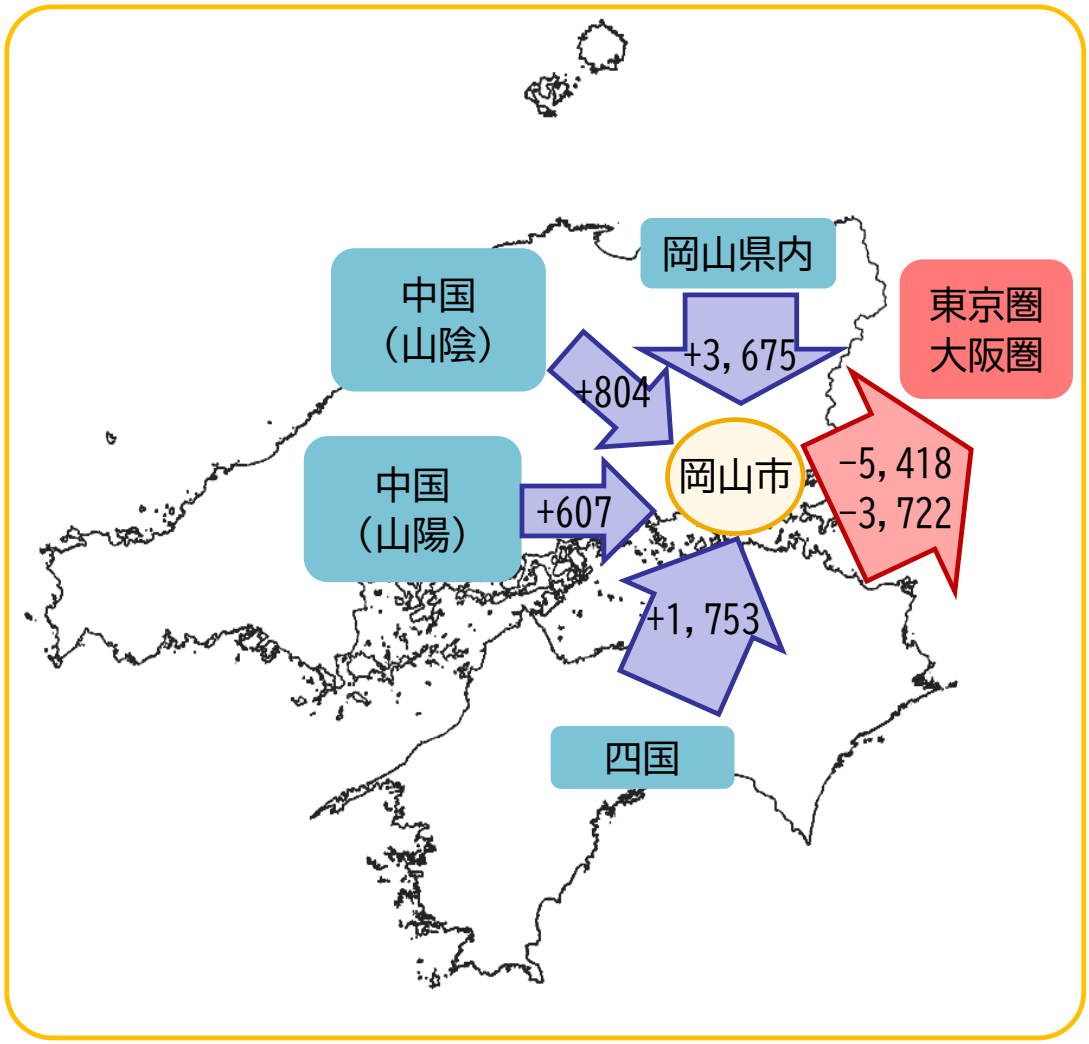
② 若年層の転入出状況

国の人口移動の状況をみると、15～29歳を中心とする若年層の東京圏への一極集中が続いています。特に地方では若者や女性が地域を離れる動きが加速しており、男女別人口の不均衡や地域社会の持続可能性への影響が課題となっています。

本市の動向をみると、進学や就職を契機として、令和２(2020)年から 令和６(2024)年において、県外転入・転出者の純移動の状況は、中国・四国地方からの純移動がプラス(転入超過)となっており、東京圏や大阪圏に対して、純移動がマイナス(転出超過)となっています。

男性は、概ねプラス領域（転入超過）で推移してきましたが、令和３（2021）年以降、20～24歳の年代がマイナス（転出超過）に転じています。女性は、男性よりもプラス傾向（転入超過）で推移してきましたが、令和２（2020）年以降、25～29歳の年代がマイナス（転出超過）に転じており、20～24歳でも転入超過率の低下がみられます。このように、特に20歳代でのマイナス傾向（転出超過）が強まっており、若年層の定着に向けた対策が重要となっています。

岡山市の人口移動の構図



注：日本人のみ。数値は令和２（2020）年～令和６（2024）年の純移動の累計。
東京圏とは、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の合計。
大阪圏とは、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県の合計。

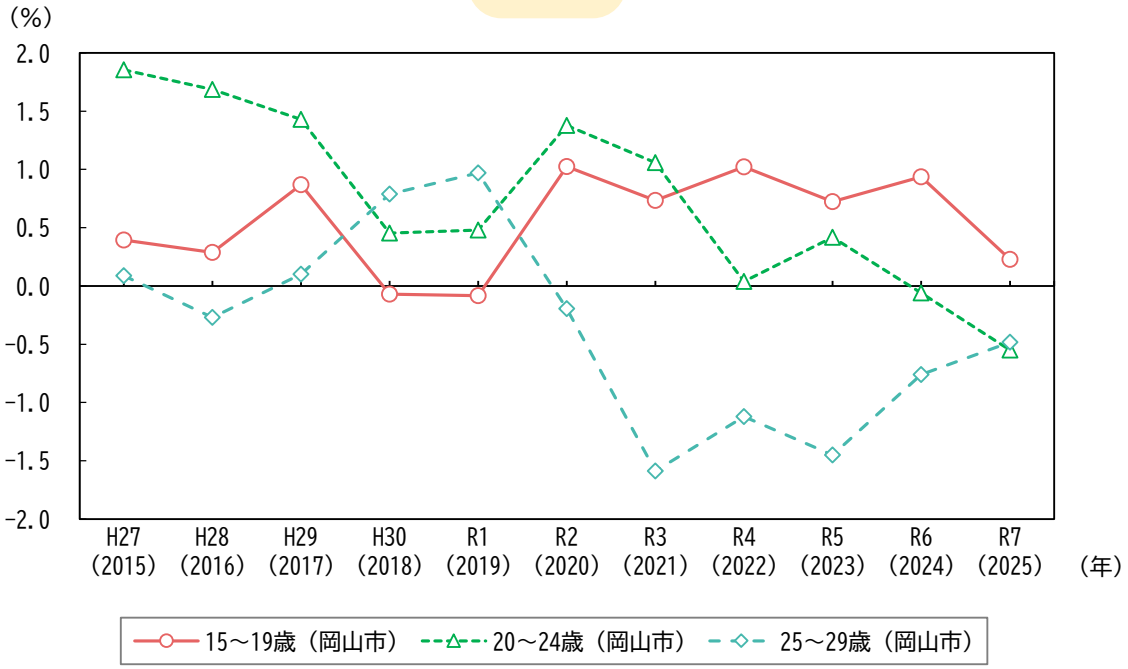
資料：岡山県「毎月流動人口調査」/第３期岡山市地方創生総合戦略（人口ビジョン含）

若年層の転出状況（岡山市）

男性



女性



注：日本人のみ

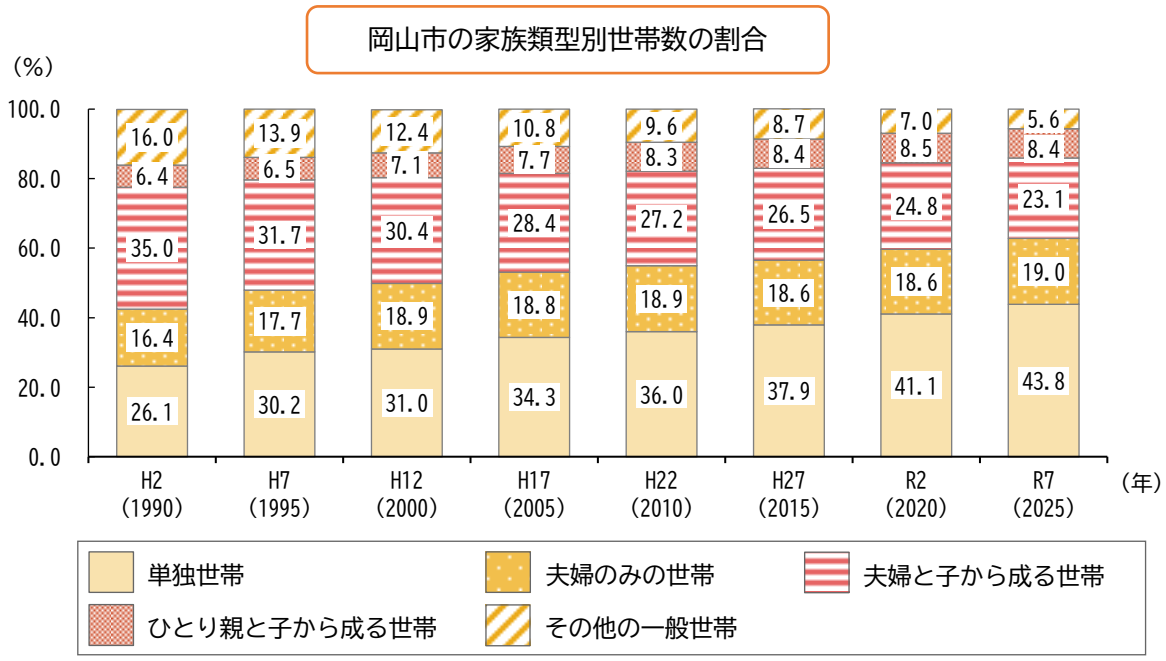
資料：第３期岡山市地方創生総合戦略（人口ビジョン）より作成

（２）家族形態の多様化

①　家族類型

国の家族類型別世帯数の割合の推移をみると、かつて標準的な家族像とされてきた「夫婦と子からなる世帯」が低下を続ける一方で、「単独世帯」や「ひとり親と子からなる世帯」が上昇するなど、家族の姿は大きく変化しています。

本市でも同様に、「単独世帯」と「ひとり親と子からなる世帯」が年々上昇しており、「夫婦と子からなる世帯」の割合は低下し、令和７（2025）年で23.1%となっています。こうした世帯構成の変化は地域におけるつながりの希薄化などを生み、社会的な孤独・孤立や経済的困窮など、個人が抱える課題が複雑化・多様化しています。そのため、従来の家族像を前提とした支援だけでなく、一人ひとりの置かれた状況に寄り添った包括的な支援の充実が求められています。



資料：総務省　「国勢調査」　※子は未婚の 20 歳未満のこどもを指す。

② 共働き率

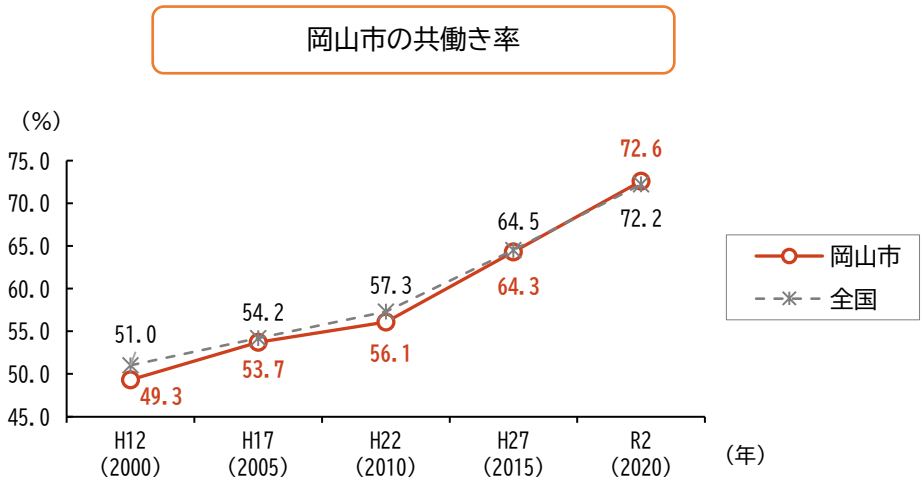
国では、社会経済情勢の変化や就業意識の変化などを背景として共働き世帯が長期的に増加し、現在では専業主婦世帯を大きく上回る一般的な世帯形態となっています。

本市においても、共働き世帯の割合は平成12（2000）年の49.3%から令和２（2020）年には72.6%へ上昇しています。こうした共働きの実態は、若い世代の結婚・出産への意向からも裏付けられており、未婚者のライフコースに関する調査では、女性の理想、男性の将来のパートナーに対する希望ともに、仕事と子育ての両立が主流となっています。さらに、平成27（2015）年までは上位だった再就職コースが大きく低下しており、結婚や出産等によるライフステージの変化があってもキャリアの継続を望んでいることがうかがえます。

このことから「性別を問わず家庭内の役割を担う共働き・共育ての推進」が、これからの家庭のあり方を考えるとき、重要な課題となります。

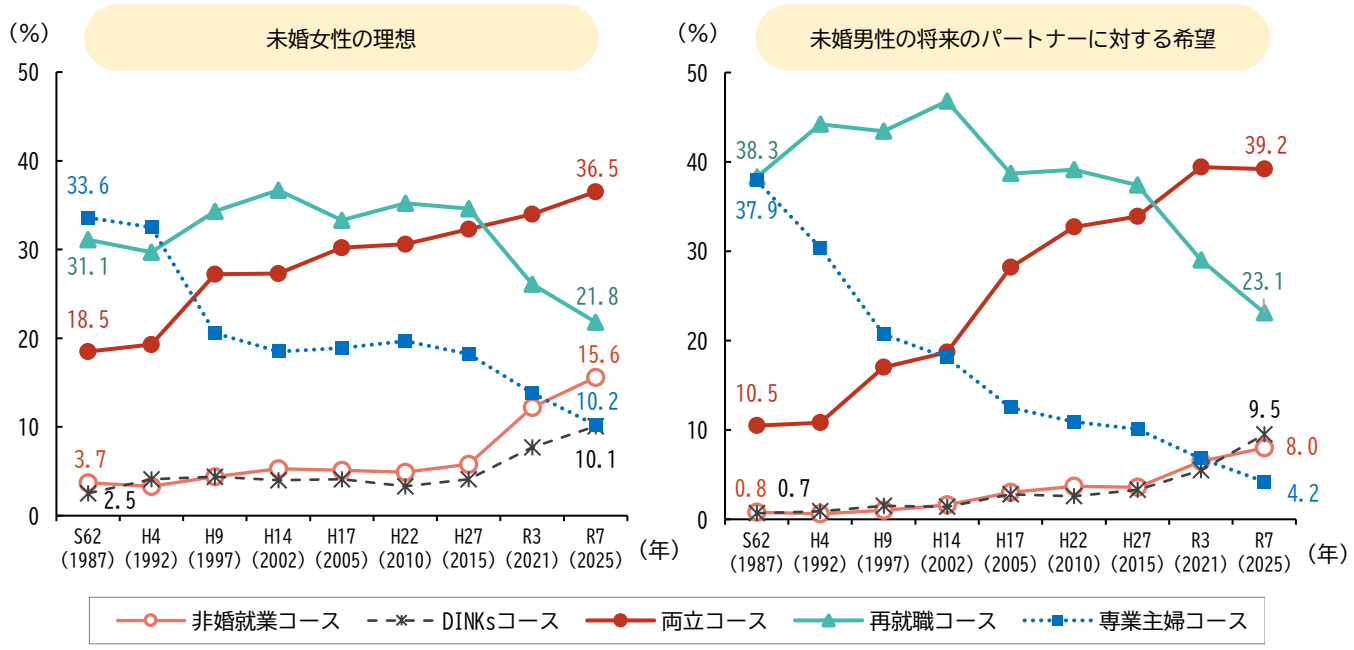
そのため、保育所及び放課後児童クラブの待機児童解消やこども医療費助成の拡充、妊娠期から切れ目のない健康づくりなど、出産、子育ての負担感や不安感をやわらげる支援の継続とあわせて、男性の家庭への参画を促進するために、家事・育児の知識の習得機会の提供や、男性の育児休業取得促進といった啓発を進めることが求められています。

また、高齢者人口の増加に伴い、家族の介護をしながら就業する「ワーキングケアラー」の増加や、晩婚化や出産の高年齢化により、育児と介護を同時に行う「ダブルケア」の増加も懸念されることから、家族の看護や介護を理由とした望まない離職を防ぐために、仕事と介護の両立が可能となるような環境整備の推進も求められています。



資料：総務省　「国勢調査」

ライフコースに関する希望



【選択肢に示されたライフコース像】

・結婚せず、仕事を続ける（非婚就業コース）

・結婚するが子どもは持たず、仕事を続ける（DINKs コース※）

・結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける（両立コース）

・結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ（再就職コース）

・結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない（専業主婦コース）

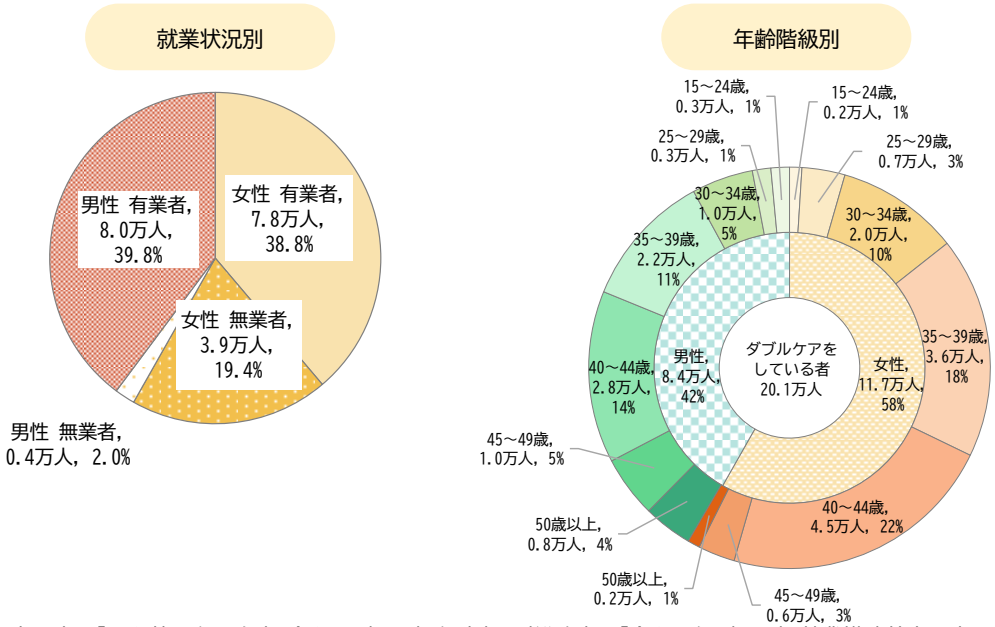
・その他（自由記述）

※ DINKs は Double Income No Kids の略で、子どもを意図的に持たない共働き夫婦のこと。

※ グラフでは、「その他」「不詳」は省略している。

資料：国立社会保障・人口問題研究所 「出生動向基本調査」

ダブルケアをしている者の数及び割合



資料：内閣府 「男女共同参画白書 令和６（2024）年度版」（総務省 「令和４年（2022）就業構造基本調査」より作成）

（３）健康課題

男女が互いに身体的性差を十分に理解し合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることは男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。

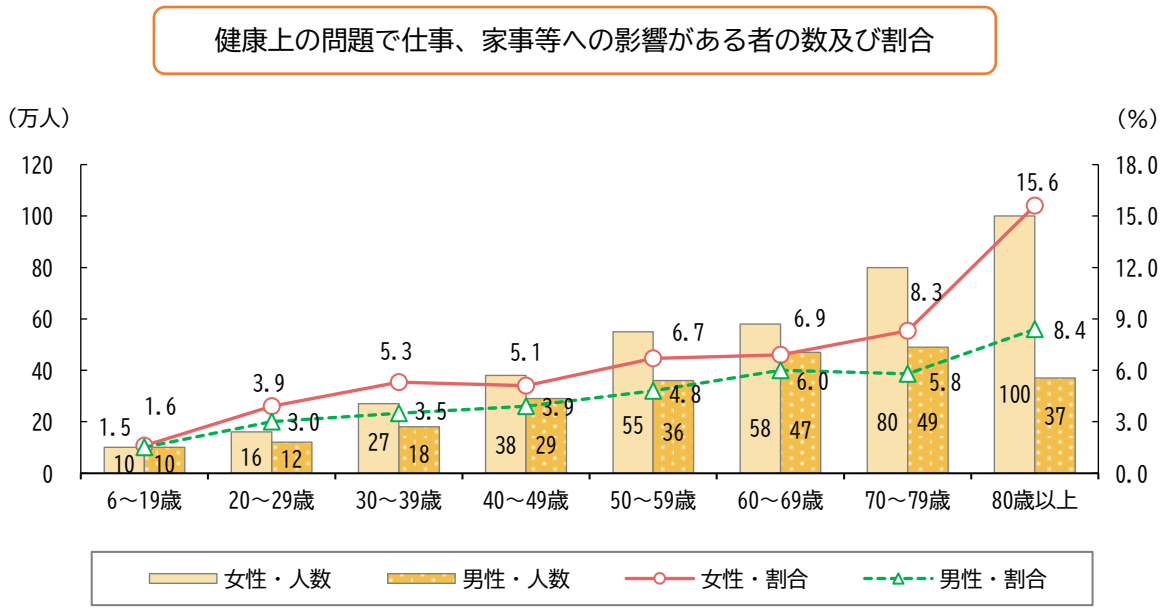
このことから、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠、出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアは生涯を通じて健康に過ごすために、大変重要な取組です。

女性の心身の状況は、年齢や、月経、妊娠、出産、閉経といった女性特有の健康課題により大きく変化するという特性があることから、特に「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点を持つことが重要です。

また、男性においては、女性と比べて認知度は低いものの、更年期障害の影響や、固定的役割分担意識が要因と考えられる長時間労働による健康への影響、孤独・孤立に陥る人が女性と比較すると多いなどの課題が顕在化してきています。

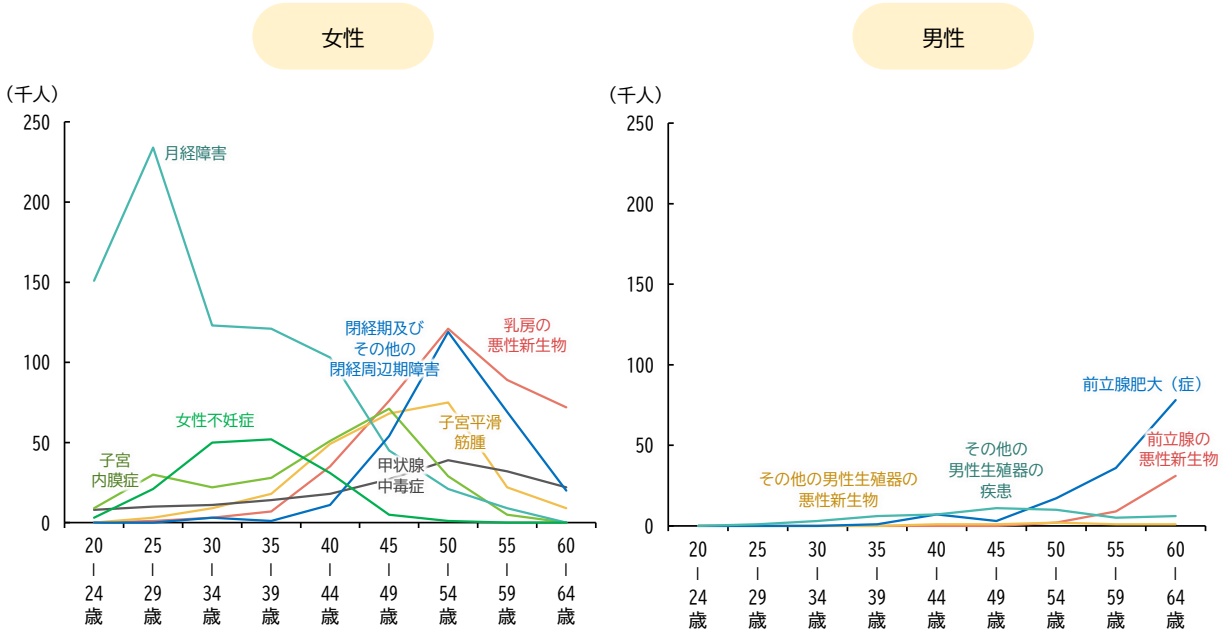
令和６（2024）年経済産業省試算によると、女性特有の健康課題による経済損失は年間3.4兆円、男性の更年期については参考値であるものの1.2兆円と推計されています。こうした課題は、経済的な影響にとどまらず、本人の健康や生活の質にも関わるものです。社会全体で、誰もが必要なケアや支援を受けられる環境づくりや仕事と健康課題の両立に向けた環境整備に取り組むことが求められます。

さらに、性のあり方の多様化により、ＬＧＢＴＱといった性的マイノリティの方を含めた様々な性の健康課題に対する理解や、特性に応じた支援が求められるようになっています。



資料：内閣府 「男女共同参画白書 令和６（2024）年度版」（厚生労働省 「令和４年（2022）国民生活基礎調査」より作成）

女性特有、男性特有の病気の総患者数



資料：内閣府 「男女共同参画白書 令和６（2024）年度版」（厚生労働省 「患者調査（令和５（2023）年）」より作成）

（４）困難を抱える女性

令和６（2024）年に施行された「女性支援新法」は、女性が日常生活や社会生活を円滑に営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確にし、困難な問題を抱える女性への支援を推進し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目的として制定されました。この法律の対象となる困難な問題を抱える女性とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と規定しています。

この法律に基づき本市でも「困難女性支援計画」を策定し、困難な問題を抱える女性への支援に取り組んでいるところです。

ＤＶに関する相談件数は、全国的には増加傾向が続いており、潜在的な被害の顕在化や相談体制の認知拡大が進んでいるものと考えられます。本市における相談件数はほぼ横ばいで推移しているものの、依然として多くの相談が寄せられている状況です。

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、親族や配偶者等からの暴力や虐待、経済的な困難、障害など多岐にわたっており、ひとりの女性が複合的な問題に直面していることなどを踏まえ、困難女性支援計画では、基本目標を①困難な問題を抱える女性に対し、必要な支援を切れ目なく提供できる体制の構築、②民間支援団体等との協働・連携の推進、③支援を必要とする女性に届く相談窓口情報の周知、④市民一人ひとりが被害者にも加害者にもならないための教育・啓発・広報の実施、と定め様々な施策を実施しているところです。



資料：厚生労働省　「女性支援新法の概要」

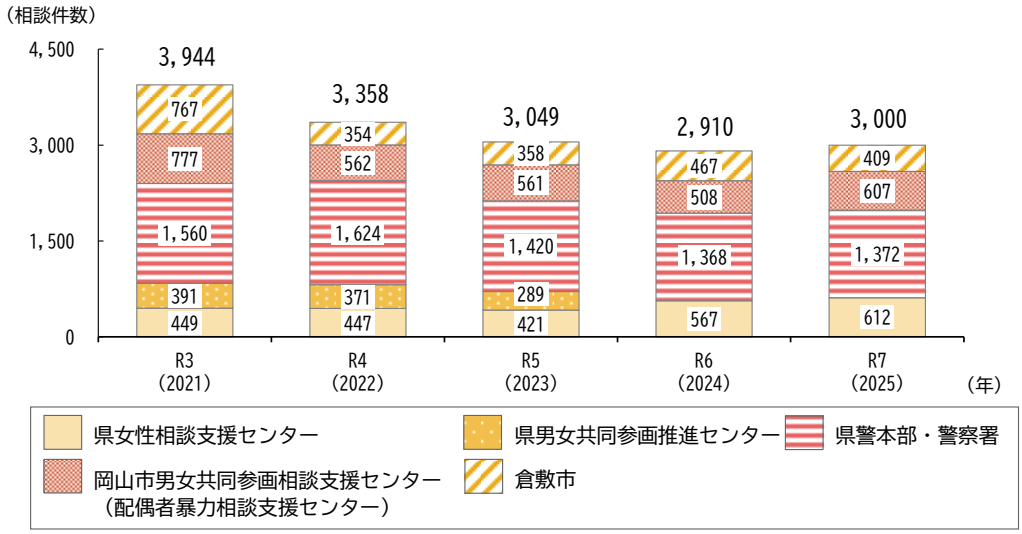
困難な問題を抱える女性への居場所事業利用者数

	令和５（2023）年	令和６（2024）年	令和７（2025）年
利用者数※	113 人	110 人	123 人

※岡山市がＮＰＯ等の知見を活用し、様々な困難を抱えている女性に向けて提供している居場所への年間利用者数

資料：岡山市「困難を抱える女性への支援事業」

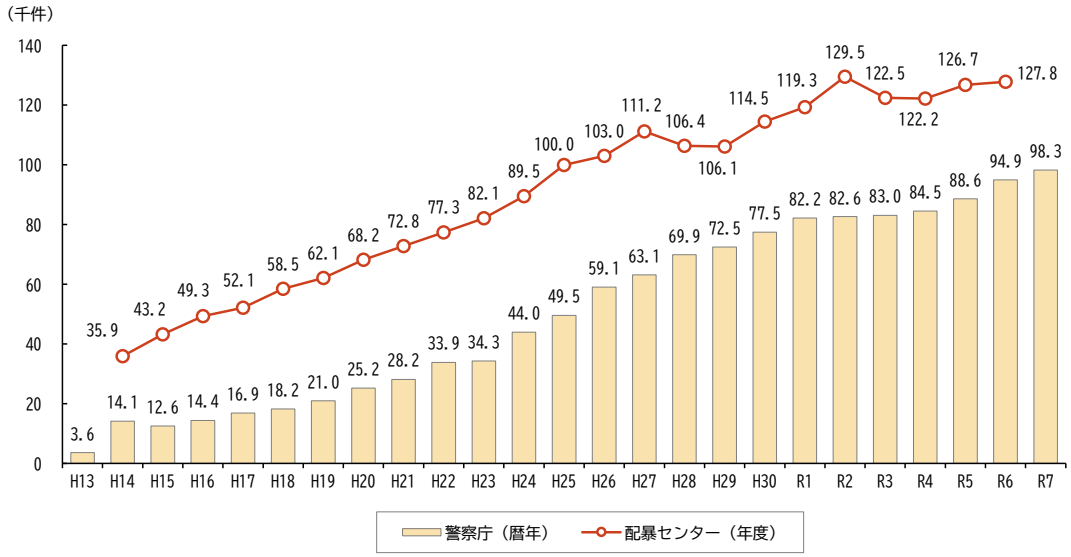
岡山県内のＤＶ相談件数及び相談先の内訳



資料：男女共同参画青少年課、子ども未来課、子ども女性安全対策課調べ（各年度末現在）

※岡山県男女共同参画推進センターについては、令和６（2024）年４月１日から県女性相談支援センターへ機能集約

全国の警察庁及び配偶者暴力相談支援センターのＤＶ相談件数



資料：男女共同参画局「配偶者からの暴力に関するデータ」

警察庁「令和７年（2025）におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

（５）性別による賃金格差

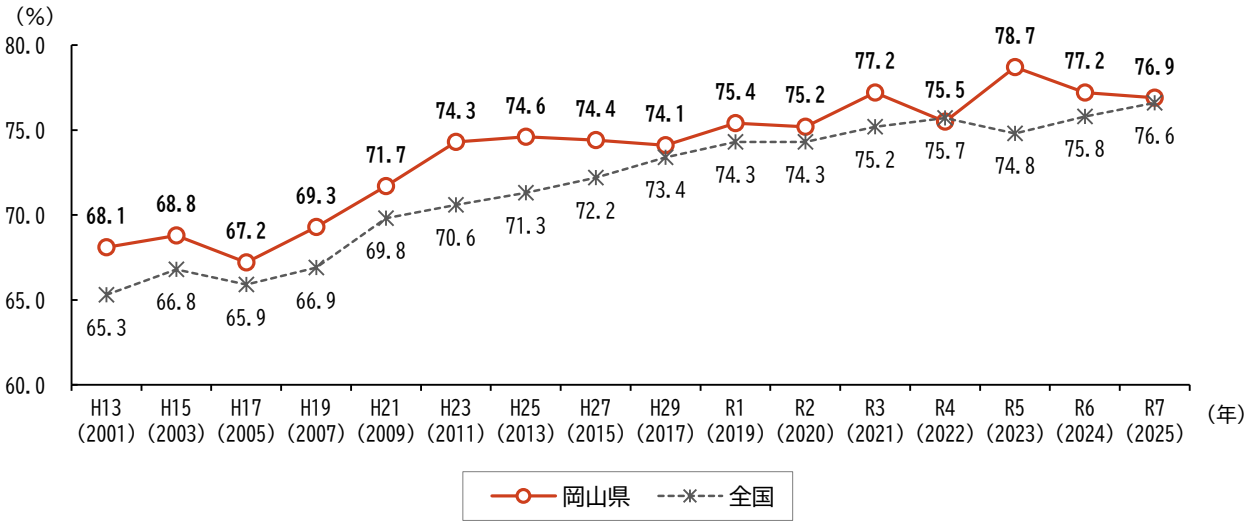
日本の女性の賃金は男性の約８割にとどまり、ＯＥＣＤ平均（88.7%）と比較しても格差が大きい状況にあります。この格差の要因として、男性に比べ、女性の方が雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が高いことや、出産・育児によるキャリアの中断などで勤続年数が男性と比較して短くなること、さらに、管理職の割合が低いことも賃金格差の要因の一つと考えられています。

本市で実施した女性活躍・ＷＬＢ調査では管理職を除く女性従業員のうち 66.8%が非正規職員という結果が出ているほか、女性の課長相当職以上の割合が 15.6%となっています。

同調査において市内企業における賃金格差の要因として「育児等の事情による女性のキャリア中断・離職」「男女間の家事・育児負担の違い」「業務形態や業務の特性による女性の職員の広げにくさ」との回答が多く、解消のために取り組んでいることとしては「仕事と育児・介護との両立支援に関する取組の強化」「長時間労働の防止・業務効率化」が多い結果となっており、企業においても課題意識を持って取組が始められているところです。

また、非正規雇用者や無職の方に対しては、正規雇用への転換のためのリスキリング講座の受講や求職者のニーズに応じた職業訓練などの就職支援の実施が求められています。

男女間の賃金格差の推移（所定内給与額）（岡山県・全国）



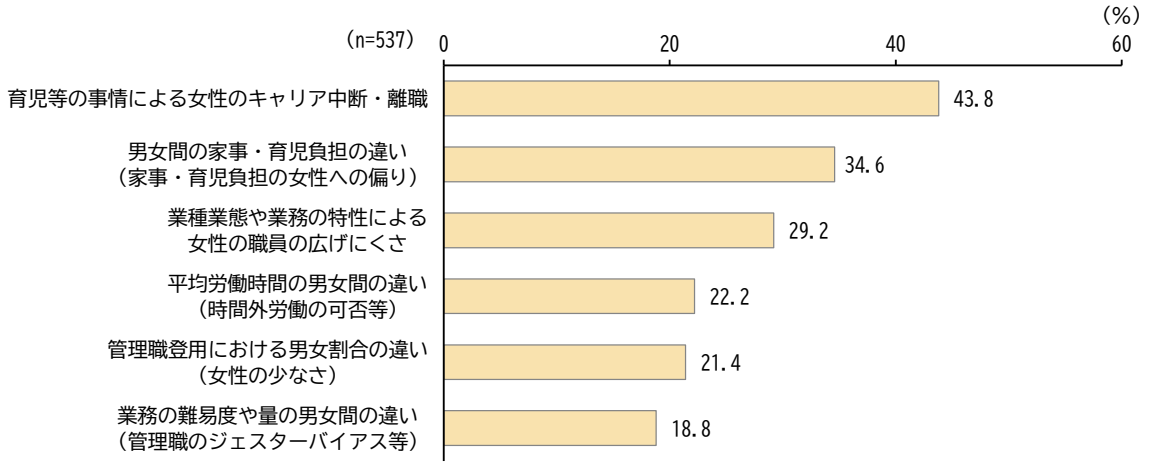
資料：厚生労働省 「賃金構造基本統計調査」

市内企業における役員・従業員の女性割合

		役員の女性割合	従業員の女性割合	管理職の女性割合		
					課長相当職以上	係長相当職
業種別	製造業（n=164）	23.5%	46.7%	10.3%	6.2%	16.6%
	非製造業（n=391）	23.8%	38.7%	26.5%	22.2%	30.6%
規模別 従業員	100人未満（n=473）	26.2%	42.0%	25.2%	20.5%	32.9%
	100人以上（n=79）	12.3%	43.4%	18.7%	13.2%	24.3%
全　体		23.7%	43.0%	20.6%	15.6%	26.3%

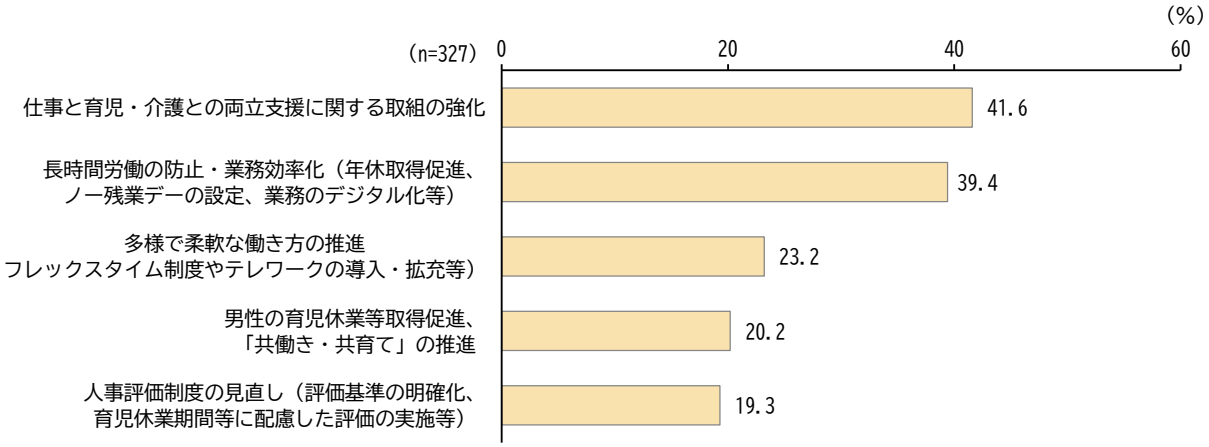
資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する企業調査（令和７（2025）年度）

男女の賃金格差の主な要因（上位６項目）



資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する企業調査（令和７（2025）年度）

男女の賃金格差の解消に向けた取組内容（上位５項目）



資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する企業調査（令和７（2025）年度）

（６）テクノロジーの急速な進展

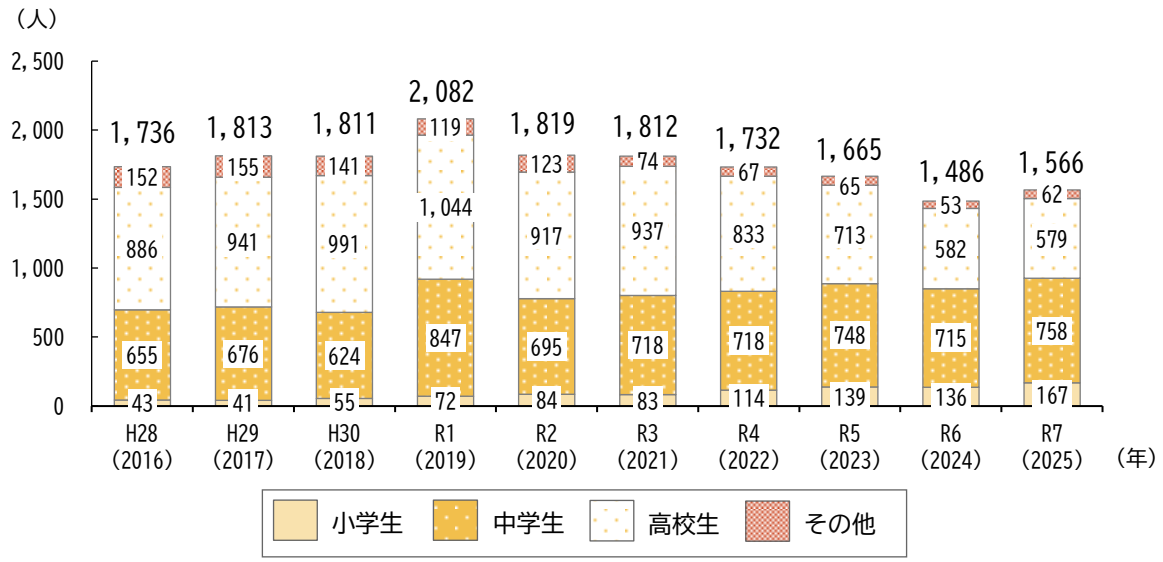
近年、生成ＡＩ等のデジタルテクノロジーは急速に発展し、ビジネス等に活用され、生活に大きな影響を及ぼしています。

テクノロジーの進展は、生産性の向上、就業環境の改善、生涯にわたる質の高い教育や医療の提供、行政サービスのアクセス向上等、暮らしやすく、多様な幸せ（well-being）の実現に大きく影響します。また、テクノロジーの活用により、性差による身体的負担を軽減することで、女性の就業分野の選択肢が広がる可能性もあります。

一方でその開発や利用方法によっては、男女間の格差の拡大や性別役割分担意識の固定化に考慮する必要があります。また、ＳＮＳ等のコミュニケーションツールの普及に伴い、誹謗中傷等の人権侵害、ＳＮＳの利用に起因する性犯罪等にも留意する必要があります。さらに、全世代において生成ＡＩ等の利用が広がり、情報収集に活用されるだけでなく、特に10代から30代の女性では悩み相談に活用している割合が多いという調査結果もあることから、不正確又は偏った情報へ接触をすることによる判断の誤りなどのリスクにも留意する必要があります。

インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関等と連携して啓発を行い、情報リテラシーやメディアリテラシーの向上を図る必要があります。加えてこどものＳＮＳに起因する重要犯罪被害者数の増加が著しいことからも、児童生徒を含む若年層、そして保護者に対する教育・啓発など総合的な対策が求められています。

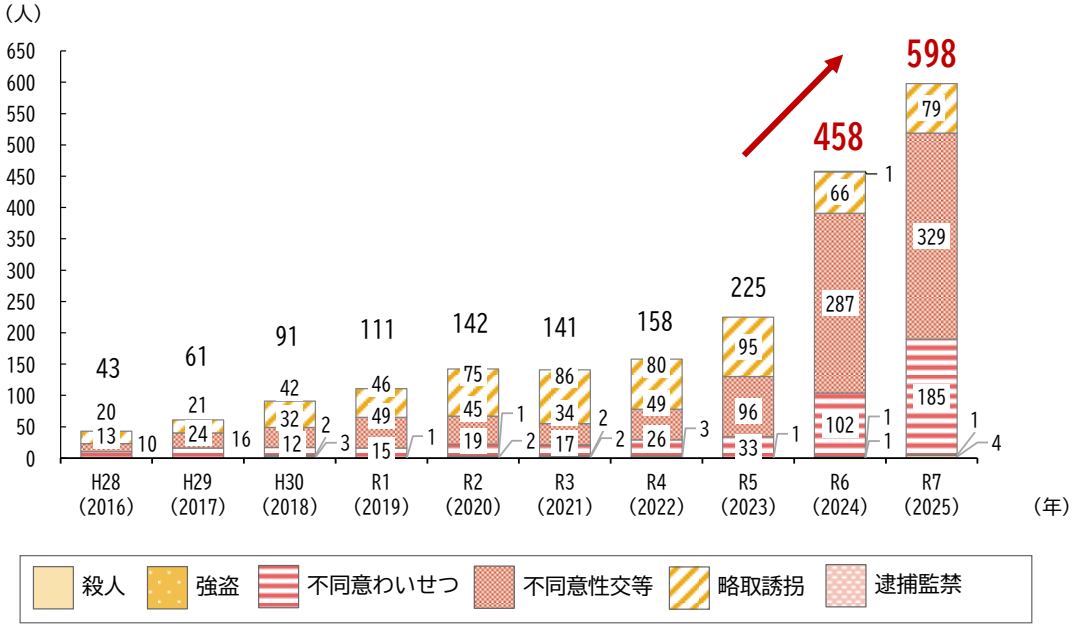
ＳＮＳに起因する事犯（学職別被害児童数の推移）



資料：警察庁　「令和７（2025）年における少年非行及び子供の性被害の状況について」

※ＳＮＳに起因する事犯とは、ＳＮＳを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

ＳＮＳに起因する事犯（重要犯罪等の被害児童数の推移）



資料：警察庁　「令和７（2025）年における少年非行及び子供の性被害の状況について」

※ＳＮＳに起因する事犯とは、ＳＮＳを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

日常生活において生成ＡＩを使用する目的

［比率の差］
全体＋10%
全体＋5%
全体－5%
全体－10%

	（人）	情報の検索・リサーチ	文章の作成・編集	学習・自己研鑽	クリエイティブ活動	悩み相談	日常生活の利便性向上	娯楽・気分転換・雑談	商品・コンテンツの選択	日常生活において生成AIを使用していない	その他
全体	(1,442)	76.4	33.9	22.7	14.8	23.3	20.0	20.0	13.7	4.2	0.4
男性10-19歳	(103)	72.8	47.6	40.8	26.2	23.3	17.5	18.4	11.7	1.9	0.0
男性20-29歳	(103)	72.8	36.9	30.1	25.2	25.2	28.2	32.0	6.8	2.9	0.0
男性30-39歳	(103)	76.7	34.0	27.2	18.4	29.1	25.2	29.1	17.5	4.9	0.0
男性40-49歳	(103)	83.5	42.7	26.2	14.6	11.7	27.2	13.6	14.6	5.8	0.0
男性50-59歳	(103)	82.5	35.0	15.5	20.4	13.6	20.4	14.6	11.7	4.9	0.0
男性60-69歳	(103)	83.5	18.4	14.6	20.4	13.6	24.3	18.4	12.6	5.8	0.0
男性70歳以上	(103)	85.4	32.0	22.3	11.7	6.8	23.3	12.6	15.5	2.9	0.0
女性10-19歳	(103)	59.2	46.6	41.7	18.4	52.4	11.7	30.1	14.6	3.9	1.9
女性20-29歳	(103)	67.0	37.9	20.4	11.7	36.9	15.5	22.3	11.7	3.9	1.0
女性30-39歳	(103)	68.9	35.9	17.5	14.6	34.0	21.5	28.2	15.5	5.8	0.0
女性40-49歳	(103)	76.7	36.9	20.4	7.8	31.1	17.5	16.5	14.6	3.9	0.0
女性50-59歳	(103)	76.7	30.1	12.6	9.7	22.3	20.4	22.3	17.5	4.9	1.0
女性60-69歳	(103)	77.7	22.3	13.6	3.9	12.6	17.5	10.7	12.6	4.9	1.9
女性70歳以上	(103)	85.4	18.4	14.6	3.9	13.6	9.7	11.7	15.5	1.9	0.0

資料：内閣府　「生成ＡＩ利用者の利用実態に関するアンケート結果（令和８（2026）年）」

※選択肢の表現は一部省略

6　成果と課題

（1）第５次さんかくプランにおける成果指標の策定時と現状値について

第５次さんかくプランでは、成果指標に目標値の設定を行っていないため、策定時と現状値の比較を行いました。

結果については、有意差検定※が実施可能な項目で、明らかに改善が見られると判定した項目は「向上」、明らかな改善又は悪化があったとは判定できない項目は「変化なし」、明らかに悪化が見られる項目は「低下」と表記しています。

また、有意差検定が実施できない項目については、「－」としています。

有意差検定が実施できない理由は、比較対象となる策定時の数値がない指標や、「人数・件数」などの実数指標、全員分の実績を集計した全数データ、また男女の賃金格差のように、集計された比率の値同士を比較する指標など、本評価における統計的な検定になじまない項目があるためです。

※有意差検定とは
調査データの変化が「たまたま生じた偶然の変化」であるのか、「施策の効果などによる意味のある変化」であるのかを客観的に判定する統計手法。本計画では、指標の割合（比率）の変化に偶然とは言えない明らかな差があるかを検証するために用いている。

基本目標	成果指標	策定時	現状値	結果 （有意差検定）
1 男女共同参画についての理解の促進	小中学生の男女平等感	小：87.0% 中：84.5% （R3）	小：86.4% 中：87.2% （R7）	変化なし
	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	26.8% （R2）	23.1% （R7）	変化なし
	「ジェンダー」という言葉の認知度	28.1% （R2）	36.1% （R7）	向上
	「SOGI」という言葉の認知度	－	2.5% （R5）	検定不可
	「さんかく岡山」の認知度	43.0% （R2）	40.6% （R7）	変化なし
	「岡山市パートナーシップ宣誓制度」の認知度	8.8% （R2）	8.5% （R7）	変化なし
2 固定的な性別役割分担意識の解消	固定的な性別役割分担意識の解消度	85.0% （R2）	87.4% （R7）	向上
3 生涯を通じた健康支援	中学生の性に関する相談の充実度	68.0% （R3）	78.6% （R7）	向上
	乳がん・子宮頸がん検診の受診率 ※岡山市がん検診	乳がん：15.7% 子宮頸がん：10.9% （R2）	乳がん：15.1% 子宮頸がん：10.8% （R7）	検定不可
4 困難を抱える女性への支援	男女の賃金格差（岡山県）	75.2% （R2）	76.9% （R7）	検定不可

基本目標	成果指標	策定時	現状値	結果 （有意差検定）
5 災害対応における男女共同参画の促進	女性消防団員数	118 人 （R3.4.1）	261 人 （R8.4.1）	**検定不可**
	女性の防災士の割合	9.1% （R3）	19.6% （R7）	**検定不可**
6 DV や性暴力・性犯罪の防止と被害者支援	「岡山市男女共同参画相談支援センター」の認知度	24.0% （R2）	19.2% （R7）	**低下**
	配偶者等からの暴力を受けたことがある人の割合	身体：13.1% 精神：36.8% 経済：12.0% 社会： 9.4% 性的：10.5% （R2）	身体：11.9% 精神：32.8% 経済：14.3% 社会：10.3% 性的：10.3% （R7）	**変化なし**
	性犯罪の認知件数	29 件 （R2）	41 件 （R7）	**検定不可**
7 ワーク・ライフ・バランスの推進	「子どもの世話・教育・しつけ」に夫婦が同程度に取り組んでいる割合	32.3% （R2）	33.5% （R7）	**変化なし**
	介護経験のある男性の割合	28.7% （R2）	28.6% （R7）	**変化なし**
	企業の男性の育児休業取得率	14.2% （R3）	62.6% （R7）	**向上**
8 働く場における女性活躍の推進	女性活躍推進に向けた取組を行っている企業の割合	15.7% （R3）	18.8% （R7）	**変化なし**
	職場におけるハラスメントへの対応度	相談体制： 74.7% 対応マニュアル： 21.8% （R3）	相談体制： 82.1% 対応マニュアル： 22.8% （R7）	**向上**
9 政策・方針決定過程への女性の登用と参画拡大	単位町内会長の女性の割合	6.9% （R3）	7.4% （R7.7.31）	**変化なし**
	PTA 会長の女性の割合	26.2% （R3）	40.2% （R8.4.1）	**向上**

（２）第５次さんかくプランにおける今後の課題

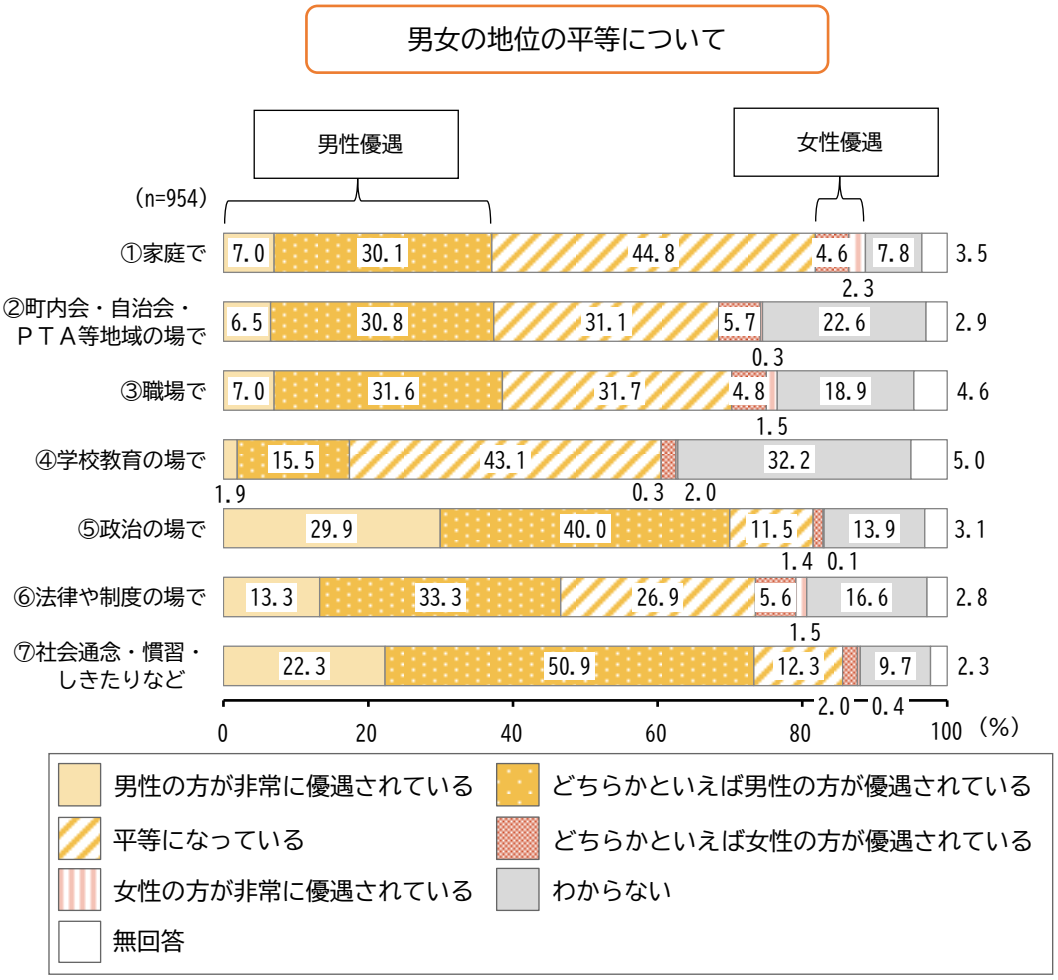
①　第５次さんかくプランにおける目標ごとの課題

男女共同参画についての理解の促進

令和７（2025）年度に実施した男女共同参画に関する市民意識・実態調査（以降「市民意識・実態調査」という。）によると、家庭や職場、学校園などでは男女平等になっているとの回答が３割以上になっており、また、「男女共同参画社会」「ジェンダー」といった言葉の認知度は 80%に達しており、知識としては浸透してきていることがわかります。

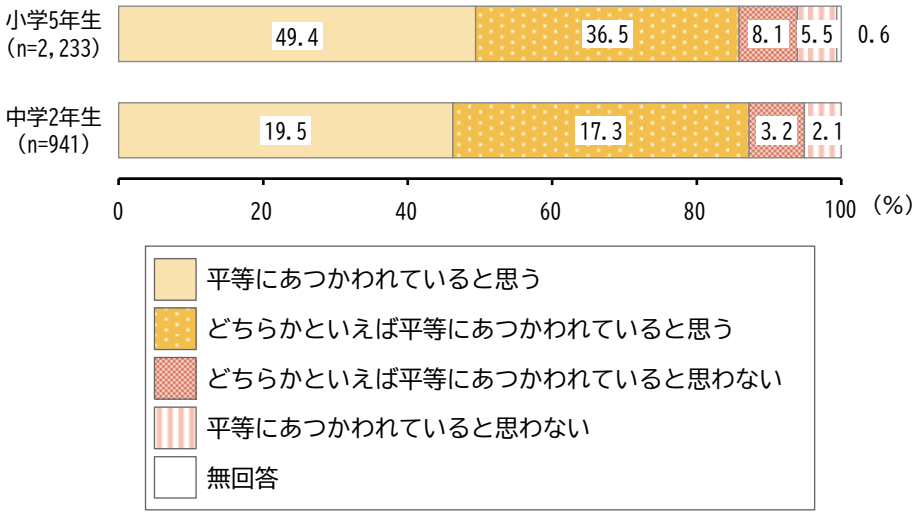
しかし、政治、社会通念・慣習・しきたりなどにおいては男性が優遇されていると回答した割合が約７割となっているなど、知識と実際の意識にずれが生じている状況です。また、本市の男女共同参画推進の拠点施設である「さんかく岡山」を知らないと回答した市民の割合は約６割であり、男女共同参画に関する活動への参加などの行動につなげていくためには、さらなる認知向上が必要です。

学校や職場など男女共同参画に関する教育や研修などが行われる場では、理解が進みつつありますが、社会通念、慣習、しきたりなどにおいては、意識の変容が見られないことからも、さんかく岡山や身近な公民館で実施される男女共同参画に関する講座や研修に参加していただけるよう工夫をしながら学習の機会を提供し続けることが必要です。



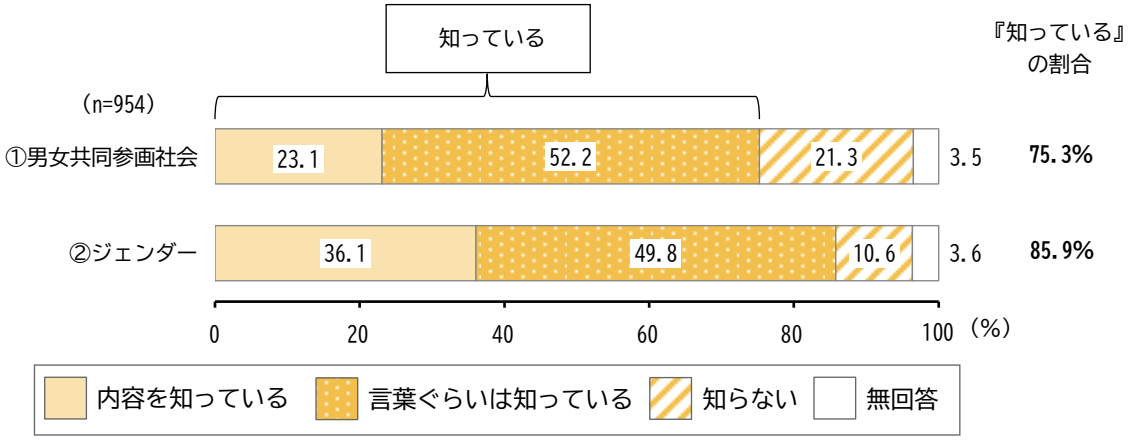
資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和７（2025）年度）

学校生活の中で性別にかかわらず平等に扱われていると感じるか



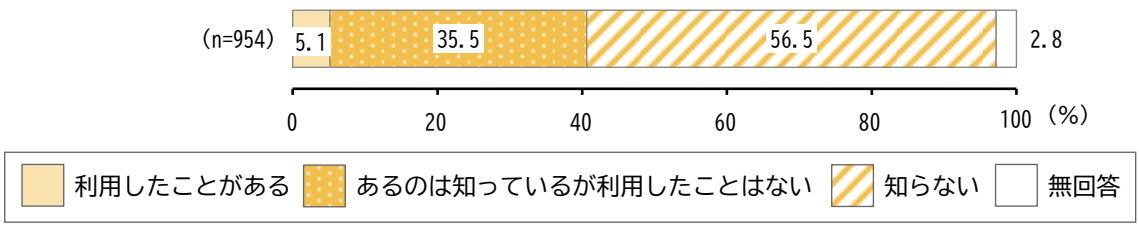
資料：岡山市（令和７（2025）年度）

男女共同参画関連の言葉の認知度



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和７（2025）年度）

「さんかく岡山」の認知度



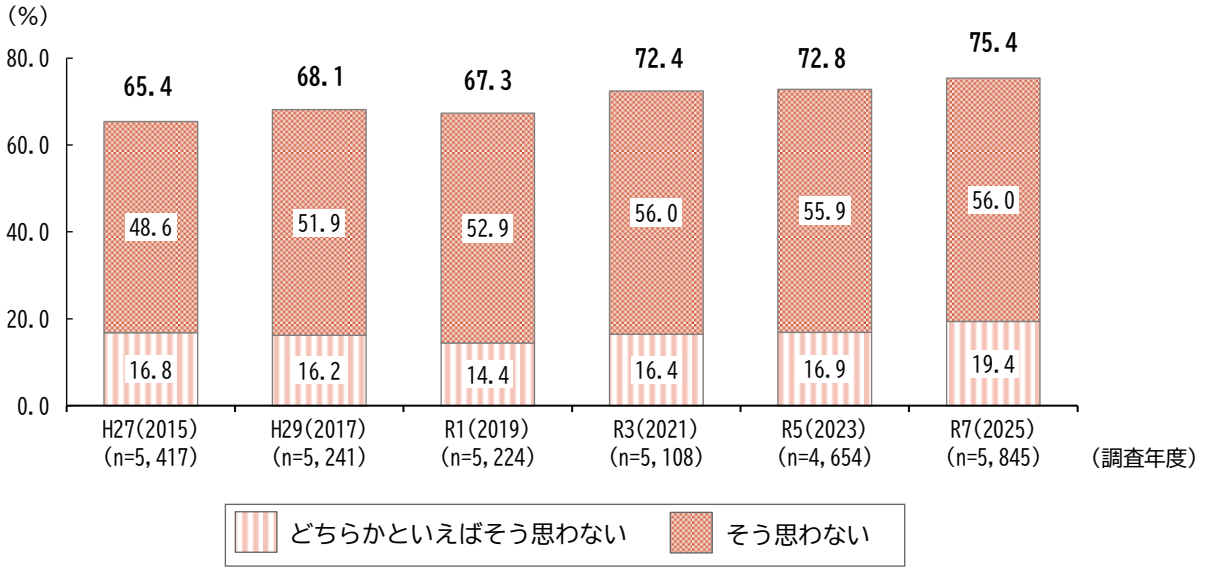
資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和７（2025）年度）

固定的な性別役割分担意識の解消

令和７（2025）年度に実施した岡山市市民意識調査によると、「男性は外で働くもの、女性は家庭を守るものだ」という考え方に対し、『そう思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合）の回答は 75.4%で、平成 27（2015）年度調査時の 65.4%と比較すると 10 ポイント上昇しており、固定的な性別役割分担意識に否定的な考え方は広がっています。しかし、夫婦やパートナーとの家事や育児などの役割分担は、理想では「妻と夫が同じくらい」がいずれの項目も一番高かったにもかかわらず、現実は「妻が主に担っている」との回答割合が高く、意識と行動のねじれの解消は進んでいないことがわかりました。

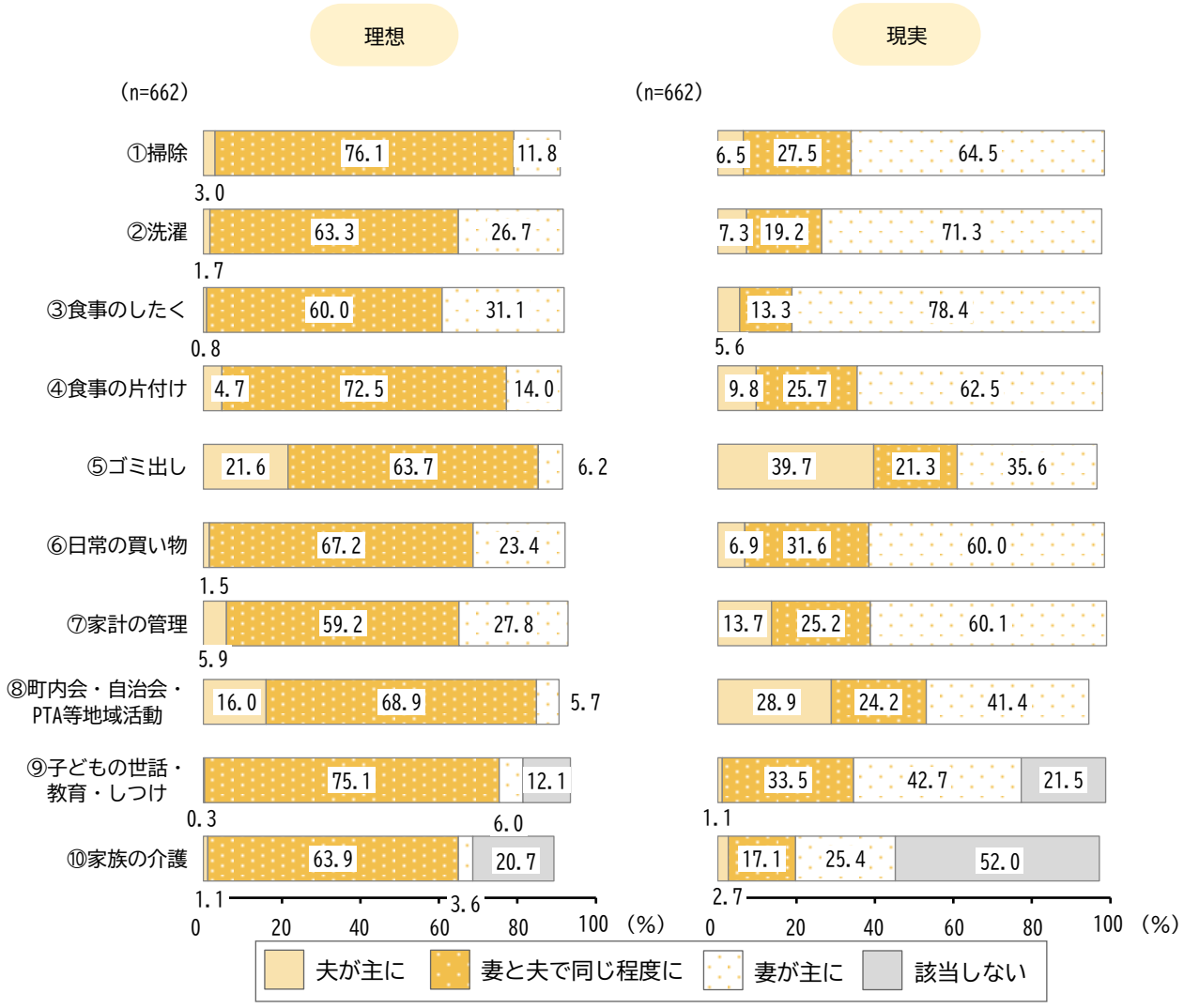
就労状況にかかわらず、夫は「家のことは女性である妻がするだろう」、妻は「家のことは女性である私がしないといけない」といった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が具体的な行動に影響を与えている可能性があります。固定的な性別役割分担意識の解消を実際の行動につなげるためには、一人ひとりが自身の無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づき、性別によって役割を決めつけていないかを振り返ることが重要です。こうした気づきを通じて意識や行動の見直しを促し、性別にかかわらず家事や育児などを分かち合えるようにする必要があります。

男は仕事、女は家庭に対して否定的な考えを持つ人の割合の推移



資料：岡山市市民意識調査報告書（令和７（2025）年度）

家庭生活における家事分担



資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する企業調査（令和７（2025）年度）

※「妻・夫以外の家族」、「家族以外が行っている」、「無回答」は省略しているため、100%にならない。

生涯を通じた健康支援

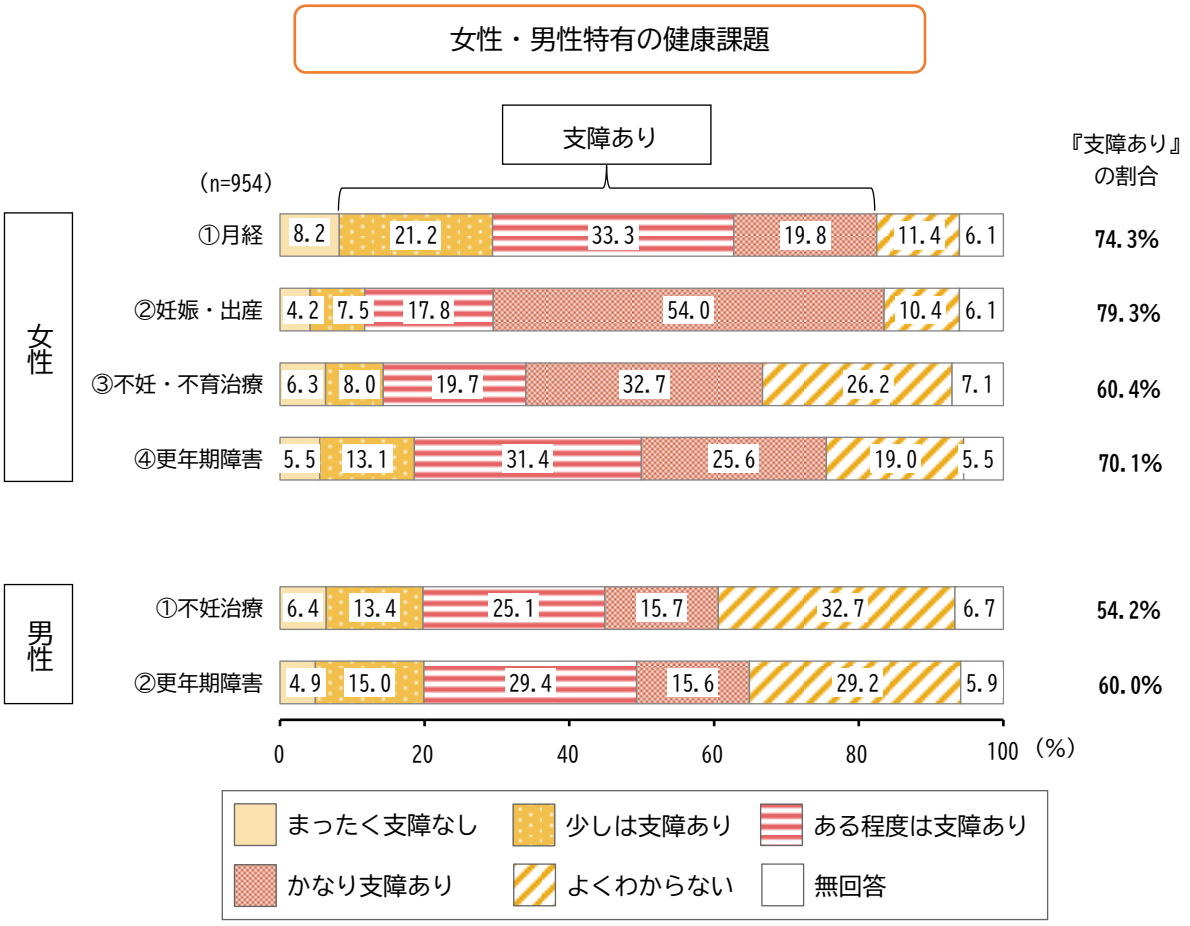
市民意識・実態調査では、月経、妊娠・出産、不妊・不育治療、更年期障害の女性特有の健康課題が日常生活を送るうえでどの程度支障があるかを尋ねたところ、すべての項目で『支障あり』（「少しは支障あり」「ある程度は支障あり」「かなり支障あり」を合わせた割合）との回答が過半数を超えました。

一方で、男性の更年期障害や、不妊治療については、「よくわからない」と回答した割合が高い結果となりました。

自分の性特有の健康課題だけではなく、自分とは違う性の健康課題を知ることで、お互いにより配慮し尊重し合えると考えられることから、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアの重要性が高まっているといえます。

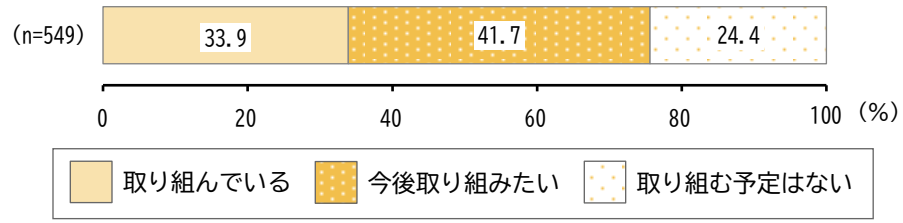
また、女性活躍・ＷＬＢ調査によれば、女性の健康課題に現在取り組んでいると回答した企業の割合は 33.9%、今後取り組みたいと回答した割合は 41.7%という結果となり、企業においても女性の健康課題への関心が高まっていることがわかります。

さらに、性のあり方は多様であることから、ＬＧＢＴＱといった性的マイノリティの方など、様々な性や生殖、健康課題に対する理解とともに、それぞれの特性に応じた支援が求められるようになっています。



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和７（2025）年度）

市内企業における女性の健康課題についての取組



資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する企業調査（令和７（2025）年度）

困難を抱える女性への支援

ＤＶや性暴力・性犯罪の防止と被害者支援

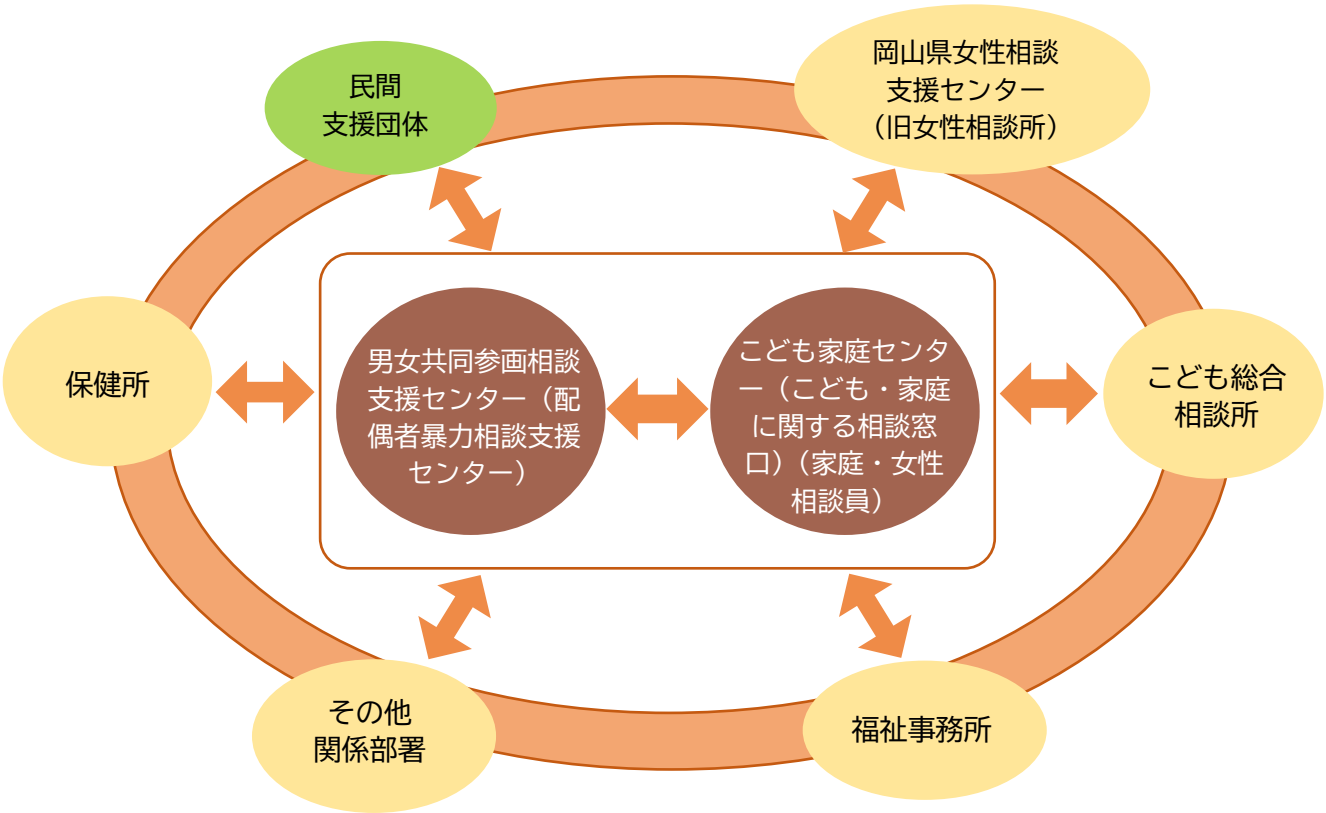
女性が抱える困難な問題は、性的な被害、親族や配偶者等からの暴力や虐待、経済的な困難、障害など多岐に渡っており、ひとりの女性が複合的な問題に直面していることもあります。そこで、女性支援新法に基づき、本市でも「困難女性支援計画」を策定し、困難な問題を抱える女性への支援に取り組んでいるところです。

困難な問題を抱える女性の中には「どこに相談していいのかわからない」「行政の窓口は行きにくい」という方や、電話による相談に抵抗がある若年層の方も多いことなどを踏まえ、ＳＮＳによる相談体制や困ったときにすぐに相談窓口がわかる周知を徹底し、早期に行政や民間の支援団体につながることができる体制を整えるなど、抱えている問題に応じたきめ細やかで包括的な支援が求められています。

また、こどもがＳＮＳなどを通じた性暴力、性犯罪の被害者になることが増加していることも踏まえ、こどもに対し自分の身を守る方法を伝えることが必要です。

そして、教育・保育などのこどもに接する場での、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るための、「こども性暴力防止法」が令和８（2026）年 12 月から施行されたことを踏まえ、教員や職員等への研修の徹底など性暴力を未然に防止する環境づくりが求められています。

困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方・体制（岡山市）



資料：岡山市

こどもを性暴力から守るための新たな仕組み（日本版ＤＢＳ）





資料：こども家庭庁 「こども性暴力防止法による対応が始まります（事業者の皆さまへ） 施行前版
※令和７（2025）年 12 月 25 日に掲載」

災害対応における男女共同参画の促進

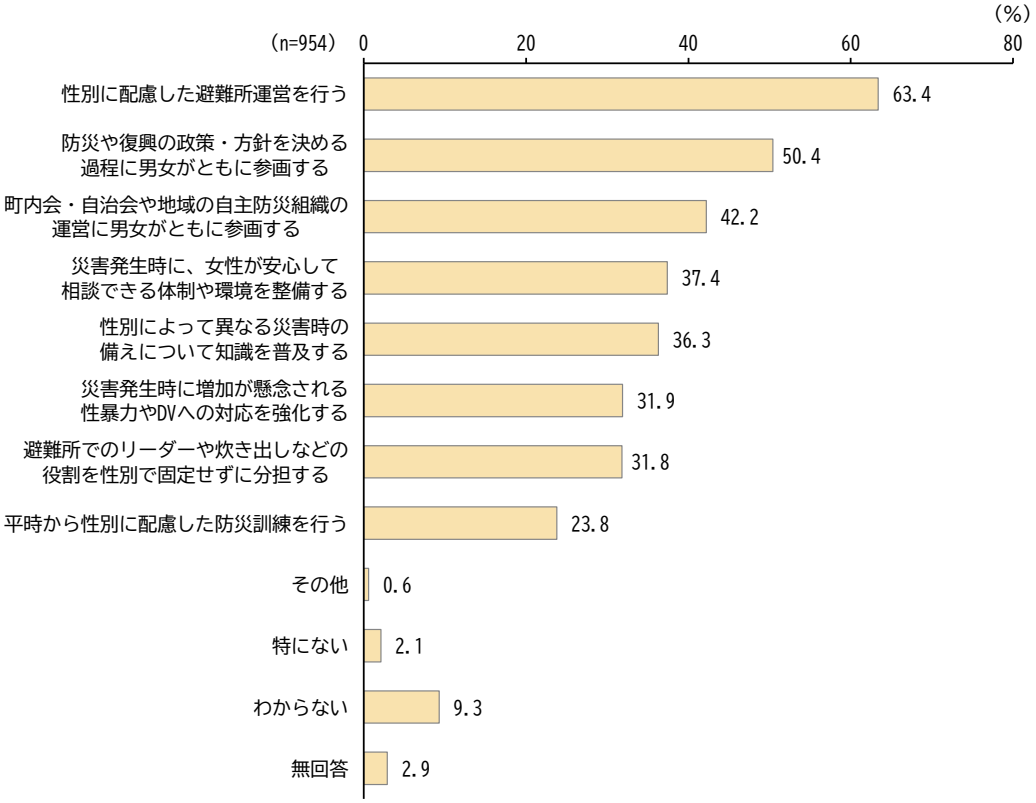
第５次さんかくプラン策定以降も、線状降水帯発生による大雨などの水害や、令和６（2024）年能登半島地震、令和８（2026）年熊本地震といった大規模災害が全国各地で発生しており、災害への備えの重要性は年々増しています。

災害対応において、様々な意思決定過程に女性の参画が十分でない場合をふまえ、市では女性の視点を取り入れた「避難所運営マニュアル」、「防災ハンドブック」の作成及び配布や啓発事業等を行ってきました。

しかし、市民意識・実態調査で、防災体制などの対応で男女共同参画の視点で必要なことを尋ねたところ、「性別に配慮した避難所運営」「防災の方針決定過程への男女共同参画」と回答した割合が依然として高くなっています。このことから、本市においては、災害時にすべての市民が安心して避難生活を送れるように平時から、「避難所運営マニュアル」や「防災ハンドブック」を活用した講座、研修を開催するとともに、自主防災組織の方針決定の場への女性の参画拡大を引き続き進めていく必要があります。

また、性別等を理由に困難な状況に置かれる人がないように、災害時の性別等にかかわる悩みや暴力を想定した相談体制をとることも必要です。

防災対応において男女共同参画の視点から必要なこと



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和７（2025）年度）

ワーク・ライフ・バランスの推進
働く場における女性活躍の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進と女性活躍推進のための取組の多くは共通しており、仕事と家庭の両立支援は、性別等かかわらず、すべての人が自分らしく働くために必要なことと認識されてきました。

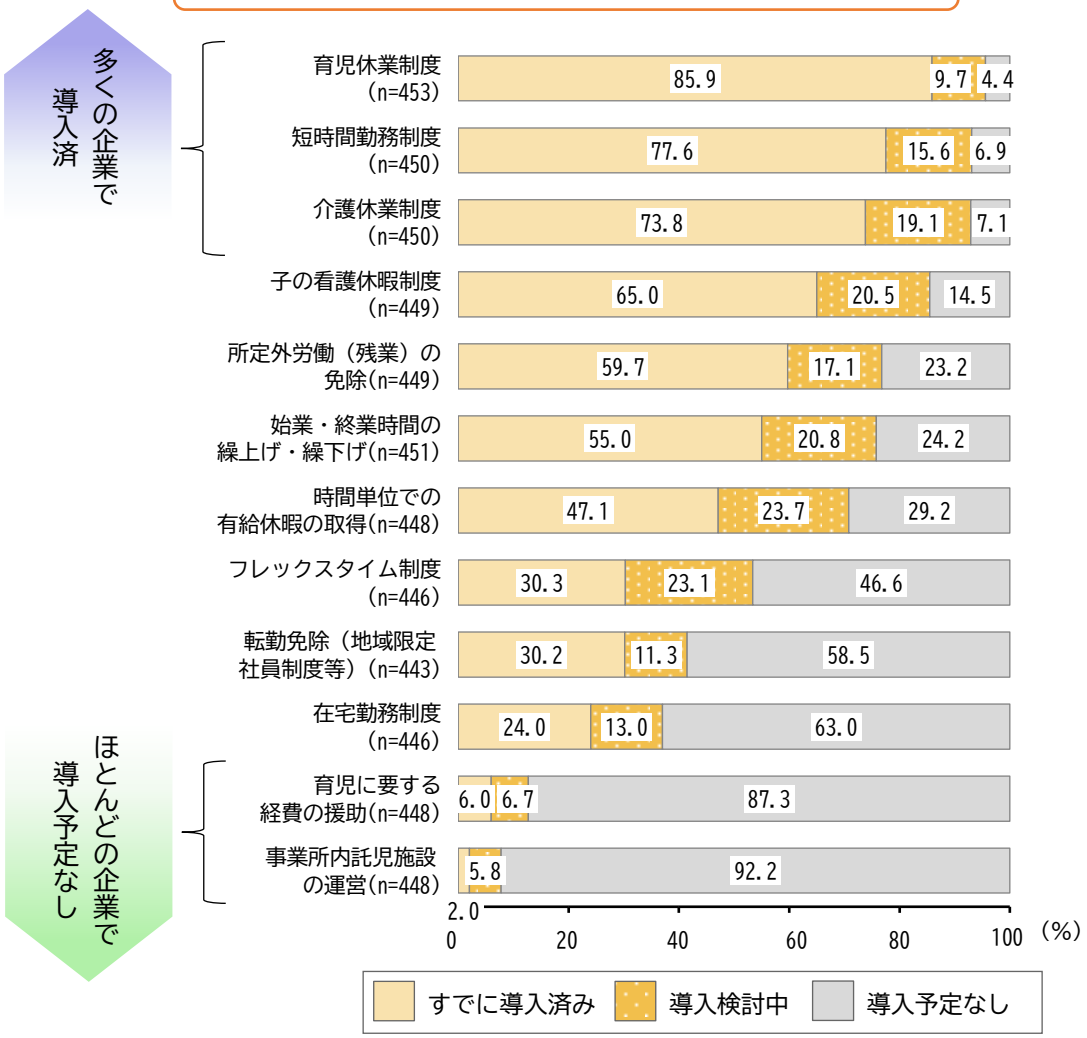
女性活躍・ＷＬＢ調査では、多くの企業でワーク・ライフ・バランスに関する福利厚生制度を導入し、すでに利用実績も高いが、市民意識・実態調査では「育児・介護休業などを利用しやすい職場環境」が仕事と家庭の両立に最も必要という結果が出ています。

また、市民意識・実態調査で、固定的性別役割分担意識等から、特に男性が育児休業を取得しにくい雰囲気を感じているという結果も出ています。

ワーク・ライフ・バランスの実現により、長時間労働を制限し、従業員の就労状況に対する満足度の向上、ひいては会社へのエンゲージメント（愛着と貢献意欲）の向上も期待できること等を企業に対して引き続き周知啓発していくことが必要です。

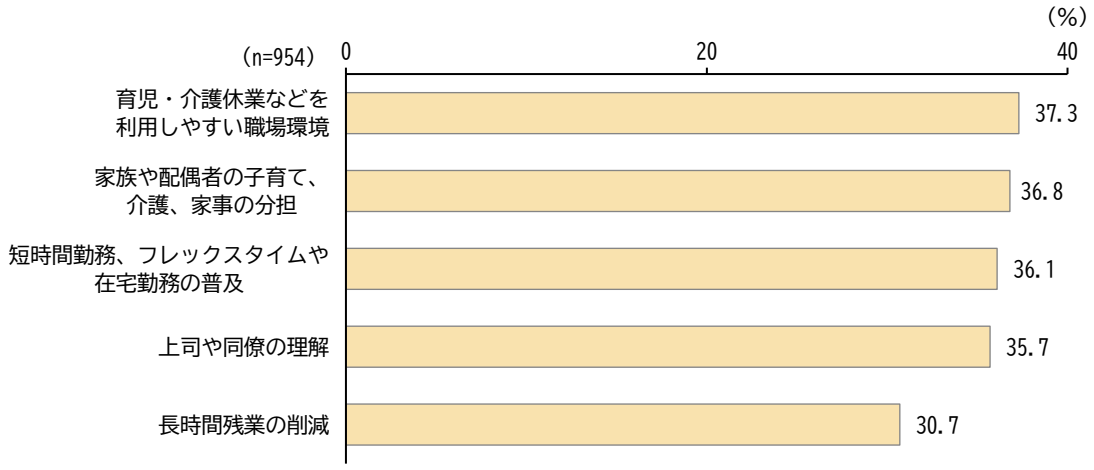
さらに、市民意識・実態調査の結果から、女性は管理職になることにより労働時間が長くなり、仕事と家庭の両立が困難になると考える人が多く、管理職を希望しない割合が男性と比較して高くなっています。こうしたことから、仕事と家庭の両立支援の充実や、男性が家庭や育児にこれまで以上に参画し、家庭内の女性の負担を軽減することなどが必要となっています。

市内企業における仕事と家庭の両立支援の取組について



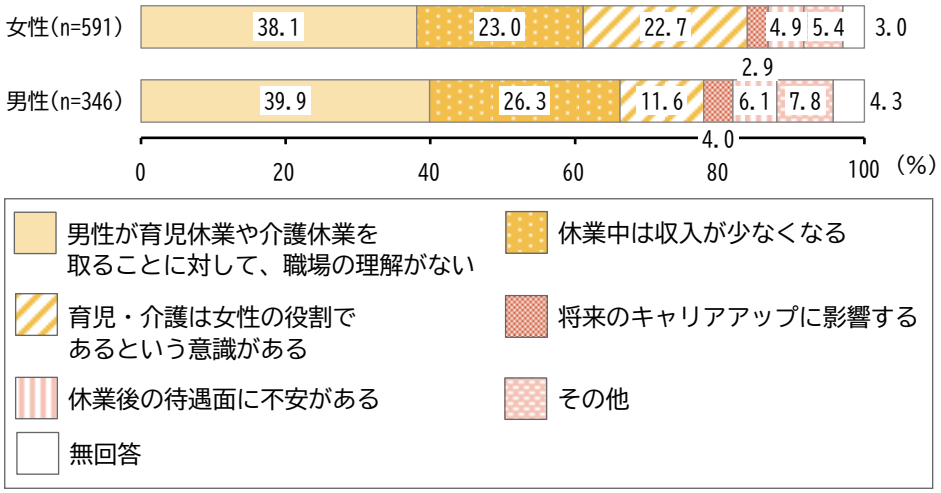
資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する企業調査（令和７（2025）年度）

仕事と家庭の両立に必要なこと（上位５項目）



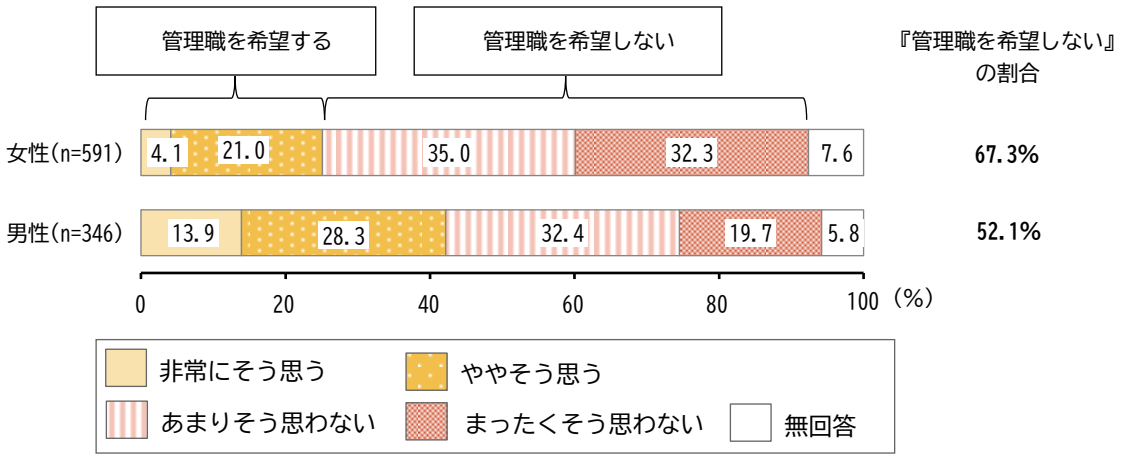
資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和７（2025）年度）

育児休業や介護休業を取得する男性が少ない理由



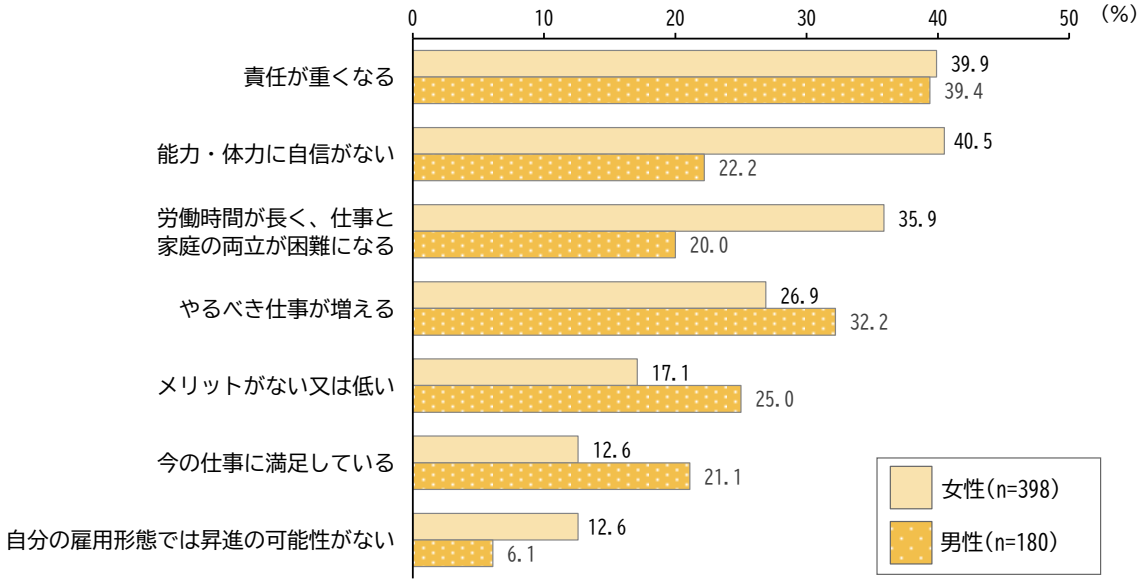
資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和７（2025）年度）

管理職を希望する割合



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和７（2025）年度）

管理職を希望しない理由



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和７（2025）年度）

政策・方針決定過程への女性の登用と参画拡大

本市では、附属機関として設置する審議会の委員は、男女いずれの性も委員総数の４割以上となるよう選任することをさんかく条例で定めており、令和８（2026）年４月現在女性委員の割合は 45.9%と政令市でも上位となっています。

また、市の女性職員の管理職比率は 20%を超え、市内企業における女性の管理職割合も 15%を超え、第５次さんかくプランにおける数値目標を達成し着実に進んでいますが、国では令和 12（2030）年までに 30%を超えるという目標を設定しており、引き続き取組を進めていく必要があります。

自治組織、ＰＴＡ等の地域活動においても方針決定過程への女性の参画は進んでいますが、地域の自主性を尊重し、引き続き女性の参画を進めることが求められています。

② ワークショップ等での主な意見

計画策定にあたっては、広く市民から意見を聴取するため、ワークショップを３回開催しました。３回のうち２回は主に 10 代～20 代前半の若年層を対象に行い、残り１回は年齢を限定せず行いました。

ワークショップでいただいた意見は、計画に反映させるとともに、今後の施策を考えるに当たり参考とします。

若者が考える「自分らしい生き方」と男女共同参画

大学生等の若者を対象にワークショップを開催し、将来の働き方や暮らし方、男女共同参画、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）等について意見交換を行いました。

内　容	「男女共同参画って何？」 新聞記事をみんなでトーク！	若者ワークショップ
開催日	令和８（2026）年６月 28 日	令和８（2026）年９月１日
参加者	31 名（うち学生 28 名、 一般３名）	９名　（20 歳のつどい実行委員）

市民が考える男女共同参画社会づくりのアイデア

市民を対象に「男女共同参画社会」づくり市民ワークショップを開催し、「さんかく岡山の利用促進」「役割分担意識の解消」「ＤＶ等の相談支援」の３つのテーマについて意見交換を行いました。

内　容	みんなのアイデアでこれからの岡山市をつくろう！ 「男女共同参画社会」づくり市民ワークショップ
開催日	令和８（2026）年９月 26 日
参加者	11 名（岡山市内に在住・在勤・在学者）

若者が考える「自分らしい生き方」と男女共同参画

＜主な意見＞

一人ひとりが自分らしい生き方を選択できることが重要

働き方、居住地、結婚や子育てなどについて、「こうあるべき」ではなく、自分の希望に応じて選択したいという意見が多くみられ、結婚観や家族観についても多様な考え方が共有されました。

地元への愛着と新たな挑戦の両方を重視

岡山市や岡山県への愛着を持つ参加者が多くみられる一方、一度は県外や海外で様々な経験を積みたいという意見もありました。また、将来的には地元に戻りたいという声もありました。

性別による固定的な役割意識への違和感

「女性だから○○」「男性だから○○」といった考え方に違和感を持つとの意見が多くみられました。家事や育児、仕事においても、性別ではなく個人の希望や得意なことを尊重すべきとの声がありました。

アンコンシャス・バイアスに対する多様な意見

性別や外見、出身校などによる思い込みを経験したという意見がある一方で、「偏見は人が経験から学ぶ過程で生まれる側面もある」「受け取り方や関係性によって感じ方は異なる」といった意見も見られました。

多様な価値観を認め合うことの大切さ

参加者同士の対話を通じて、自身とは異なる価値観や生き方に触れ、多様性を認め合うことの重要性が共有されました。

＜ワークショップから見えてきたこと＞

若者の価値観は多様化しており、特定の生き方や役割を前提とするのではなく、自らの人生を主体的に選択できる環境を求める傾向が見られました。また、男女共同参画についても、「男女平等」という考え方に加え、一人ひとりが自分らしく生きられる社会を望む声が多く聞かれました。





市民が考える男女共同参画社会づくりのアイデア

＜主な意見＞

「男女共同参画」だけではない身近な居場所づくり

さんかく岡山については、「男女共同参画」というテーマに限らず、カフェや自習スペース、交流の場など、誰もが気軽に立ち寄れる居場所として活用できることが重要との意見がありました。ＳＮＳの活用や若者との連携、学校や地域へのアウトリーチを求める声も見られました。

固定的な役割分担ではなく、個々に応じた柔軟な分担を

仕事・家事・育児等の分担については、「半分ずつが平等ではない」「お互いが納得して決めることが大切」との意見がありました。また、長時間労働の見直しや育児・介護支援サービスの充実など、社会全体で支える仕組みの必要性が指摘されました。

こどもの頃からの学びと対話の重要性

ジェンダー平等や包括的性教育、生活スキルの習得、話し合う力を育むことなどについて、幼少期から学ぶ機会が必要との意見が多く見られました。

相談しやすい環境づくりとＤＶの予防

ＤＶについては、「何がＤＶかを知ること」「相談することは大切なスキルであること」をこどもの頃から学ぶ必要性が指摘されました。また、ＳＮＳ等を活用した相談しやすい窓口や、迷わず相談できるワンストップ窓口の整備を求める意見がありました。

人と人とのつながりを大切にする地域づくり

悩みや困りごとを抱える前から地域や人とのつながりを持てることが重要であり、学校・家庭・職場以外の居場所や交流の機会を増やすことが必要との意見が見られました。

＜ワークショップから見えてきたこと＞

市民からは、制度やサービスの充実だけでなく、世代や性別を問わず気軽に参加できる居場所づくりや対話の機会づくりを重視する意見が多く出されました。また、男女共同参画を特別なテーマとしてではなく、子育て、働き方、地域活動、人とのつながりなど、日常生活に関わる課題として捉える視点が共有されました。



